

令和3年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

令和3年12月7日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 5時28分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 9 議案第 4号 令和3年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 10 議案第 5号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 8号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第 9号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第10号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 16 議案第11号 令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第12号 工事請負契約の一部を変更することについて
【森町汚泥再生処理センター建設工事】
- 18 意見書案第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 19 意見書案第2号 高齢者の医療費窓口負担2割化を中止し、原則1割の継続を求める意見書
- 20 意見書案第3号 コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める意見書
- 21 意見書案第4号 石炭火力による発電量をゼロにする目標年限表明を求める意見書
- 22 意見書案第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書

2 3 議員の派遣について

2 4 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	菊地康博君
	2番	山田誠君		3番	佐々木修君
	4番	高橋邦雄君		5番	伊藤昇君
	6番	加藤進君		7番	堀合哲哉君
	8番	東隆一君		9番	河野文彦君
	10番	宮本秀逸君		11番	檀上美緒子君
	12番	木村俊広君		13番	久保友子君
	14番	松田兼宗君		15番	斉藤優香君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	濱野尚史君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本政君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	柏渕茂君
保健福祉課長	坂田明仁君
保健福祉課参事	宮崎弘光君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎涉君
住民生活課長	金丸義樹君
子育て支援課長	野崎博之君
環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君

農林課参事	佐藤	司	君
水産課長	岩井	一桐	君
商工労働観光課長	阿部	泰之	君
建設課長	富原	尚史	君
砂原支所長	落合	浩昭	君
地域振興課長	干葉	正一	君
町民福祉課長	住吉	隆子	君
教育長	増川	正志	君
学校教育課長	萩野	友章	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤	智裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村	忠公	君
給食センター長	藤嶋	希	君
さくらの園・園長	敦賀	靖之	君
病院事務長	安藤	仁	君
上下水道課長	水元	良文	君
消防長	東谷	直樹	君
消防署長	松田	光治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田	桐克	幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥山	太崇	君
庶務係	喜田	和子	君
総務係	高橋	一也	君
財政係	西川	慎吾	君
情報管理係	水口	祐太	君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 1 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について

- 5 議案第 4号 令和3年度森町一般会計補正予算（第11号）
- 6 議案第 5号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 6号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 7号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第 8号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 9号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第10号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第11号 令和3年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第12号 工事請負契約の一部を変更することについて
【森町汚泥再生処理センター建設工事】
- 14 意見書案第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書
- 15 意見書案第2号 高齢者の医療費窓口負担2割化を中止し、原則1割の継続を求める意見書
- 16 意見書案第3号 コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める意見書
- 17 意見書案第4号 石炭火力による発電量をゼロにする目標年限表明を求める意見書
- 18 意見書案第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和3年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場において携帯電話は持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

なお、本会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、飛沫拡散対策のため行政報告並びに一般質問及びそれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いします。また、おむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、併せてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、檀上美緒子君、12番、木村俊広君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月8日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 令和3年森町議会12月会議の貴重なお時間をお借りいたしまして、9月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

昨年度より森町における若者の定着、定住を促進するため、北海道教育大学函館校と協定を締結し、町内事業者と連携したインターンシップ受入れ事業を実施しております。そして、本年9月6日には東京都武蔵野美術大学と地域連携に関する協定を締結いたしました。本協定での取組は、森林資源、農産物、水産物など豊かな自然の恵みを持つ森町をフィールドとして、現地に学生が滞在し、地域の産業等に触れ、課題を発見、研究し、自然資本を今後のまちづくりにどう生かしていくか可能性を探るプロジェクトです。9月12日から10月7日にかけて学生が町内の基幹産業団体への訪問や企業、農家での就業体験、フィールドワークなどを通じ数年後に自らが森町に住むためのイメージについて考察し、10月8日、役場会議室にて私、副町長、そして関係部署に対し学生6名それぞれの視点での発表が行われました。私も発表を受けた中で新しい価値を生み出さなければならないと改めて感じております。町外から人が来る仕組みを構築し、持続可能なまちづくりを進めるため、今後も継続して取り組んでいく考えであります。

さて、一般社団法人日本冷凍食品協会と森町は、当町で発祥した国内の冷凍食品事業が昨年で100年を迎えたことを記念して、日本冷凍食品事業発祥100周年記念碑をオニウシ公園に設置し、10月13日に除幕式を行いました。記念碑は、冷凍食品100年、そしてその先へと、今後のさらなる発展の思いが刻まれていたもので、冷凍食品の製造を行う企業、団体を代表して大櫛頭也日本冷凍食品協会会長は、冷凍食品が地球に優しく、消費者の食生活に健康で、そして楽しく豊かな生活が送れるよう、少しでもお役に立てればとお話していただきました。

次に、私は11月3日から6日にかけて木造公共施設の先進地調査として森町モデル推進協議会委員5名とともに、訓子府町、雄武町、下川町、鷹栖町の木造公共施設を視察してきました。訓子府町では、菊池町長が認定こども園わくわく園の設立までの経緯を説明し、現状の活用について意見交換を実施しました。その後、町民の憩いの場として雄武町の図書館雄図ぴあ、下川町のまちおこしセンターコモレビ、鷹栖町の地区住民センターふらっとを視察しました。どれも地域材の活用と地元材の有効活用と新技術を上手に融合し、そして同時に新設される公共施設のプロセスには地域住民の関わりが重要であることを把握することができた視察となりました。

また、11月15日から16日にかけて野村議長とともに東京へ出向き、道内選出の国会議員の方々を表敬訪問してまいりました。懇談では、町の取組や課題等をお話しさせていただきましたが、いずれの議員の方々からも温かいご支援のお言葉をいただいております。

さらには、11月25日から27日にかけて鹿児島県肝付町を視察してまいりました。肝付町は、森町と人口、面積、予算、高齢化率など驚くほど近い町でありながらも、高齢者介護、

公共交通、役場庁舎内の事務効率化など多くのICTを活用した効果的な取組を行っており、特に介護の現場については目を見張るような数多くの挑戦、取組を行ったことによる知見がございました。積雪の有無など土地による違いはございましたが、森町が抱える諸問題に対し前向きな取組、課題解決、そしてまた先進的であるからこそその新たな課題等を目の当たりとしましたので、今後も相談等協力体制を深めながら森町としても新たな取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、新年交礼会についてです。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった新年交礼会ではありますが、来年1月6日の午後6時より開催させていただくことをご報告いたします。ワクチン接種が進み、行動規制緩和の動きも見られますが、今回は感染予防対策として飲食の提供は行わず、ご臨席の方々から新年のご挨拶をいただくのみでとどめたいと考えておりますが、令和5年の年明けこそは皆様と、またいつもの交歓の場を持てることを楽しみにしております。なお、12月広報で会場を森町公民館2階とお知らせしておりましたが、プラザ武蔵に変更となりましたので、こちらも併せてお知らせいたします。

最後になりますが、森町国民健康保険病院の高塩院長については、今年度末で定年を迎えますが、今後も診療及び病院運営に携わっていただきたく、定年による退職の特例を適用し、来年度も引き続き院長として在職していただくことを町民の皆様並びに町議会議員の皆様にお知らせ申し上げ、行政報告をいたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、森町水道未普及地域の解消について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町水道未普及地域の解消について。森町水道ビジョンが平成28年3月に策定され、計画期間は平成28年度から平成37年度、令和7年までの10年間となっております。森町の将来にわたる安全で上質な水道の安全供給を目指すこととなっておりますが、第2次森町総

合開発振興計画並びに水道事業計画においては、計画期間までに未普及地域への給水の検討を行うこととなっており、事業手法や必要な環境整備について検討している状況であると認識しておりますが、現時点でどのような進捗状況になっているのか、町民に周知する義務が必要であると考えます。

自主財源の確保や費用対効果もあり、また40年以上経過する布設された施設の改修を優先することも大事であると理解しておりますが、早急に森町の未普及地域に良質で安心、安全な水道を供給すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町の水道未普及地域における給水の検討についてですが、本年6月に開催された総務経済常任委員会において、整備費と整備後の住民負担等の費用対効果を試算することについて検討したいとお答えしております。

進捗状況ですが、未普及地域の中でも砂原地区について、平成18年度から平成20年度までに調査検討した資料の整備や再確認を行っています。しかしながら、町として簡易水道創設を断念してから11年程度経過していることから、建設に必要な耐震化の問題や人口減少に伴う料金収入の算定、企業債の借入れや償還シミュレーションなど、当時と大幅に変化していることから、まずは砂原地区について令和4年度予算で水道施設整備基礎調査業務を予算案として提出させていただきたいと考えており、その結果をもって町民の皆様、議会へ報告したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 町長の答弁の中で砂原地区の件も出ましたが、現状砂原地区では地区人口の9割以上が個人の井戸水を利用している。多雨、雨の多い日には浸透しますので、濁った水が出てくることもあり、飲料水には使用できないと訴えられる事例も現に聞いております。飲料水確保対策として、町としては補助金を用意しておりますが、今後高齢世帯増加や人口減少が進むことで一層条件が厳しくなることと想定されます。その中で、地域の実情に合わせた適正な施設規模の検討を確立しなければならないと考えております。

地域の方に今後状況を見ながら町長自身が足を運んでいただいて、現状はどうなっているのか。全て未普及地域に水道を通せという方は100%いるとは思っておりませんが、もちろん必要になっている地区は確かにあるはずなので、そこも含めて今後この適正な規模、検討しなければならないと考えますが、再度町長の考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおり、私も水道がまだまだ普及していない地域の方々の声として

年々非常に飲み水に使いつらくなるような状況が生じている地域があるという声は聞かせていただいております。

今後も引き続きそういった方々の地域の声というものをしっかりと把握させていただくとともに、経済的な、どれくらい予算が必要であるとか、そして運用し始めた後の今後の財政に関わる負担とか、しっかりとその辺を整理、精査させていただいた後、改めて議会と町民の方々にご説明させていただきたいと、そのように考えております。

人口減少が進む中で、どちらかというといろいろな公共インフラがダウンサイジングの方向に向いているのも確かな状況ではございますが、地域に人が住むというところでやっぱり飲み水ですとか安心、安全に関わる、そういったインフラ整備に関してはしっかり町としてどういう方向性を出さなければならないのか、そういったところは数字とともに皆様のご意見を集約させていただきながら、しっかりとご説明の段階に進んでいきたいと考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 質問の中で今事業手法や環境整備について鮮明にお答えなさらなかった部分もあって、そこも踏まえて、今また質問します。

今現在水道に対する国の助成制度というのは限られております。全て一般財源、町の単独財源になってまいりますので、未普及地域への給水を行うために必要なことは年度による事業計画を実現させるための予算の確保、まずそれが一番の材料だと考えております。実現化するためにも、早めに全体の水道事業並びに環境整備に取り組まなければならないと思っております。

再度この事業手法や必要な環境整備について、今段階で鮮明に計画されていることをもし今お分かりでしたら、ここでお答えなさってください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町長就任時から懸案事項としてこの水道未普及地域に対する行政としての対応、そこをどうしていくのかというのは担当課から報告を受けておりました。現時点でずっと数年前から引き続き具体的な計画案ですとか整備案というものはないまま今日まで来たのは、その辺は事実でございます。先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたとおり、まずは水道施設整備に関わる基礎調査業務を予算を立て業者の方々にしっかりと数字を出していただいた後、どのような方向性、可能性があるのかを検討させていただきながら、併せて今高橋議員がおっしゃったとおり、予算の確保、こういったものもしっかりと国、北海道と連携をして調査して探っていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町水道未普及地域の解消についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、ふるさと応援寄附金の増額推進について、議席2番、山田誠君の質問を行います。
○2番（山田 誠君） 私は、1点、ふるさと応援寄附金の増額推進についてを質問したいと思います。

森町のふるさと応援寄附金の実績、推移でございますけれども、額を見ますと、平成28年度から億単位で上昇しており、寄附者の好みもございまして、毎年度極端なばらつきが見られます。

充当事業区分については、森町ふるさと応援寄附金条例に基づいて毎年度充当されておりますけれども、普通交付税が余り伸びていない段階において、応援寄附金の一般会計に占める割合は財政運営上非常に大きい、10億円前後の収入金額は必要不可欠である財源だと思っております。自己財源の乏しい中、応援寄附金を増額する対応を考えるべきであると私は思っております。

現在森町における返戻品目は数百点に及んでいるようでございまして、全国的に見ても上位ランクづけされている市町村は、ブランド特産品制度を採用してございます。

森町の知名度向上のため、各事業者の特徴ある商品作りを推奨し、認定制度を導入し、認定商品等を町内外にPRし、森町ブランド品として知名度アップを図っていきまして、これからの森町の経済対策及び医療、福祉等々向上を図るためにも、応援寄附金の増額を図っていかねばならないというふうに思っております。

森町地域ブランド促進検討委員会規定に基づきまして、商品のブランド化を促進し、特産品の販売に力を入れまして、町内経済の活性化及び財政運営の向上が図られるものと思料しておりますけれども、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町の海産物をはじめとした返礼品は、ふるさと納税で人気を博しています。北海道というブランドの効果と事業者のたゆまぬ努力によって、質のよい返礼品を提供できているからだと考えております。今年度は、昨年を上回るペースで寄附が集まっております。大変ありがたいことです。

当町のロゴマークを活用した地域ブランド登録数は32事業者、71品目あり、そのうちの一部はふるさと納税の返礼品にもなっている商品です。ふるさと納税での寄附をきっかけに町外で森町の商品としての知名度向上を図るため、事業者に対しロゴマークを推奨してまいります。また、既にロゴマークを活用している事業者に対しては、ふるさと納税の返礼品として取り扱っていただくよう積極的に周知してまいります。そして、さらなる寄附額の増額を目指して、今後は森町の紹介と寄附金の使い道を記載したリーフレットを返礼品に同封したいと考えております。

寄附者は、自治体を選ぶのではなく、商品を見て寄附先を決めていることが多いため、

リーフレットを送付することにより森町に寄附をしたという実感と、自分の寄附がこのような事業につながったのだということを知って喜びを感じてもらい、リピーターとさせていただくことが目的としております。

ふるさと納税をきっかけに森町に興味を持っていただき、森町を訪れて現地でおいしいものを食べてみたいという観光への入り口となることも期待しています。

また、寄附者に対して、より見やすく、アクセスしやすくするためのふるさと納税特設サイトの新設や首都圏でのPRイベントへの参加も行い、寄附額の増額に今後も努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 町長のほうもいいものを作るから、よくリピーターも買うのだということでございますけれども、森町では平成27年10月に森町まち・ひと・しごと創生総合戦略に特産品、地域ブランドの推進が進められているというふうになっています。森町総合開発計画等々によって地域ブランドの推進維持、または商標登録制度の活用があるわけです。森町ブランドの商品化、飲食サービス等々、地域資源を利用した商店街の活性化が図られるものと私は思っています。これらが活性化しますとおのずと、町長も触れましたけれども、ポータルサイト、今8社やっていますけれども、特にさとふると楽天、森はさとふるを利用しているようだけれども、このふるさと納税の返礼品のPRはもちろんですけれども、町長が今言ったように森町の知名度も必然的に向上してくるというふうなことで、ふるさとの応援寄附金も増加し、相当数の寄附金の増額になるというふうに私は思っております。当然大手のアンテナショップ等々を利活用して販路拡大を図るべきだと私も思っております。

森町の昨年度の寄附金額は19億ございました。これは、全道で10位でございます。ちなみに、白糠町、町長知っているかどうか分かりませんが、白糠町は97億円です。我が森町の予算130億円、相当数の金が入ってくるというような現状を見て、諸経費を引いても40億円が入ってくるというふうになるわけです。

森町の返礼品、さっきロゴマーク32業者が使っていると言っていましたけれども、返礼品が数百点あると。この中でもやっぱりブランド化したものをふるさと応援寄附金の増額を図っていくためには、私はいつもお話ししているとおり道路等のアクセス関連、または役場庁舎、公民館、それから体育館等々、公用、公共の施設、またはインフラ等々、老朽化して非常に維持管理費、修繕もかかってきている。相当な財源が必要になってきているわけです。これをふるさと応援寄附金という制度があるうちに基金に積立てをし、財政の健全化を確保していくべきだと。そういうふうな意味においても、ふるさと応援寄附金の

増収、増大に向けた、町長の独断として強力な取組を図っていくべきだと、私はそう思っているが、再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

地域ブランドの推進、地域の事業者が作っていただく商品を森町のブランドとして発信していく、これは山田議員おっしゃるとおり必要なことであり、これからの産業振興に関してもふるさと納税のますますの寄附増額に対しても必要なことであると私は認識しております。ほかの自治体の高額寄附の状況、私もいろいろと調査をさせていただきまして、把握しております。担当課において、先進地、100億円近くの納税額を達成している自治体に出向いて、情報収集や意見交換などさせていただいております。なかなかその中で分かったことといえば、やはり物が売れるだけの在庫量をしっかりと事業者が確保しなければならない。これは、非常に事業者にとっては高リスクなことにつながります。ですので、まずは事業者にしっかりと寄り添って、本当に寄附額を増やしていくためには行政もそうですし、事業者等もそうですけれども、森町一体となってふるさと納税の増額を目指していく体制というものをつくっていかねばならないと考えております。

私も当然現状のまま満足してはおりません。まだまだこれから整理を進めていかなければならない公共施設ですとか、新たに始めなければならない、そういったサービスもたくさん私は控えていると考えております。最低でも現状の倍の寄附額をまずは私は目標として、総額の倍として私は目標として掲げて担当課に指示を出しているところでございますので、しっかりと情報をほかの事業者様と共有し、そして教えていただける情報にはなるのですけれども、ほかの自治体ともしっかりと勉強会等を重ねて寄附の増額に今後もしっかりと努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 今ふるさと応援寄附金制度が、私先ほど言いましたようにあるうちに積み立てておかないと、町長知っているかどうかは分かりませんが、昔土地保有税というのが、これも数十年で消えてしまったのです。これがバブルがはじけた段階でなくなった。各町村、非常に困ったと、こういう例があるわけです。だから、私くどうですけれども、そういう消滅する可能性があるものであれば、早めにやっぱり手を打っていくべきであろうというふうに思っております。

町長、先ほど業者と行政が一体となって推進していくのだよということなのだけれども、そうなることを踏まえまして、今商工労働観光課が担当しているわけですが、何か見ますと会計職員が3名ほど配置されているようです。この人方は正職員でないですから、応援券だとか特別支援券だとかプレミアム商品券等々事務処理が多くて、なかなか日々大変だ

ろうと思っております。ふるさと応援寄附金制度の事業を推進するについては、町長、片手間でできるような問題でないです。だから、昨今各自治体がしのぎを削って自主財源確保に競っておるのです。テレビ見たとおり、もう既に一生懸命各自治体がいかに我々の物を売ってふるさと納税を進めるか、そういうことをやっぱり自ら町長が感じているようですけれども、やっていかないと、いつかは制度が崩れてなくなる。こうならない前に預託、ためておくと。そして、健全財政を図っていくのだということが一番主観的なものがあると思います。

それで、森町は、町長も知っているかどうか分かりませんが、道町民税等々の税の収納率が全道の179市町村の中で下から五、六番に位置している。私、いつも議会で話するのですけれども、全く悪い収納率。下川町あたりは99.7%です。それだけ差がある。であれば、一般財源をどこから取るかといったらふるさと納税しかない。先ほど言ったように、これからいろんな施設が老朽化して改修しなければならない時期に入っているわけです。町長、分かっているでしょう。だから、そういうものを早めに進めるためにも、自主財源をやるためにも専門的な職員を商工労働課に配置して、ふるさと応援寄附金の増額の推進を私は図るべきだと、そういうふうに思っております。そうなれば、森町の全てのあらゆる部門の活性化が図られると、私はいつもそう思っていますので、再度くどうようですけれども、町長の考えをお聞かせいただきたい。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員おっしゃるとおり、財源をしっかりとふるさと納税で稼いで、そして様々な使い道のために貯金をしていく、そういったことは今後必ずやっていかなければならないことだと認識しております。そして、ふるさと納税が今後どういった見直しがかかるのかというところは、これはいろいろな自治体、関係者の中でも今本当に議論になっているところでありまして、もしなくなったらどうすればいいのかという話も本当に聞くところあります。私は、その財源としてふるさと納税を利用する、ためるという手段としてふるさと納税を活用するということも非常に大事ではあるのですが、それをしっかりとその地域の産業の振興に役立てれる、そういった仕組みもしっかりと併せてつくっていかねばならないと考えております。

先日新たなふるさと納税のサイトとして、産地直送のインターネットショッピングサイトの事業者様がふるさと納税を開始していただきました。北海道でも森町と余市町だけをまずは選んで、どうですかというお声がけをいただきました。彼らのそのふるさと納税を新たにやっていただいた会社様の技術と知見を生かせば、漁業者もそうですし、農家さんもそうですけれども、自らの生産したその作物、取ってきた魚を自ら付加価値を乗っけてお客様に届けるという、その商売のおもしろさを私は感じていただけのかなと考えてい

ます。自分で商品に付加価値を乗っけて販路を拡大するという行為が、私はその事業の拡大、ひいては事業の後継者のそういった対策にもなると考えておりますので、その辺も併せてしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ふるさと応援寄附金の増額推進についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、社会体育施設整備等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

社会体育施設整備等について。令和3年度教育執行方針の中で、健全な心身を育てるスポーツ活動の推進では、スポーツの楽しみや気軽に楽しく体を動かすことができる環境づくりなど各体育施設の適切な維持管理に努めてまいりますとの記述があり、さらに第2次森町総合開発振興計画の生涯スポーツでは、スポーツ施設や設備の充実に努めまると記載されております。その内容には、社会体育施設長寿命化計画に基づいた体育施設の長寿命化（大規模改修）や屋外施設の新設とありますが、一向に計画の策定はされていない状況にあると思います。大規模改修や屋外施設の新設の具体的な計画についてお尋ねします。

また、町民体育館の現状を教育委員会として把握していると思いますが、体育施設としての機能を損ない老朽化している箇所などもあるわけですが、改修する計画はありますか。さらに、体育施設全般の整備計画について、教育長の所見を伺います。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

町内の社会体育施設においては、幅広い年齢層がスポーツに親しみ、また住民相互の交流を図る場として多くの皆様にご利用されますよう修繕等の維持管理に努め、その環境づくりを進めてまいりました。しかし、社会体育施設の老朽化が進んでいることから、施設状況の把握や効率的、効果的、中長期的な施設改修等を見据えた社会体育施設長寿命化計画の策定が急務であり、引き続き町長部局と協議し、長寿命化計画の策定に着手したいと考えます。

しかしながら、体育施設の中核をなす町民体育館につきましては、長寿命化計画策定と並行してアリーナ床等の改修に向けた実施設計や室内照明改修について検討してまいりたいと考えます。

また、屋外施設の新設につきましては、その方向性はあるものの、少子化の進展等から具体的な計画には至っておりませんことをご理解願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） 今のお話では、アリーナの床と体育館、それから照明については

検討しているのだというお話でございますけれども、まず森町の総合開発振興計画、教育長が施策としてのせているのにもかかわらず、具体的にそういう内容を盛り込んでいる計画がないというのはなぜなのでしょう。教育長も御覧になっていると思うのですが、森町の総合開発振興計画のそのページの一番下に社会体育施設長寿命化計画は平成32年度からと書いているわけです。ということは、去年なのです。その前に計画つくらないと計画書はできないわけです。ですから、教育長、全くやる気なかったのではないかなというのが1つあるのです。なぜ書いたのですか。ちゃんと教育長の許可を取ってから載せているはずだと私は思うのです。私の計画が出た中で体育館のアリーナの床を改修すればと、これなんか前に分かっている話で、私見てきましたけれども、アリーナの床にガムテープ貼って補修しているのです。そこで皆さんがバドミントンやっているのです。こういう状況でけがをしないのが不思議なくらいだと私は思っています。その中で近隣町の皆さんからも来て、体育の大会をやっている。こういう状況で、私が今質問したからというわけではないのでしょうかけれども、そういう話が去年あたり何も出てきていないわけです。これは、一体どういうことなのでしょうか。

それと、併せまして、トイレ、私男子トイレしか入っていませんけれども、手洗い場あるのです。これ水出したときに、水あかが出てくるのです。赤いのです。教育長、見たことありますか。手洗ったことありますか。そういうことを、教育長、ご存じなのかなというのが疑問です。

床とここだけの話でなくて、それから町民体育館のバスケットゴール、あれ移動するたびに床を損傷しているわけです。ですから、大規模改修という名の下であれば、その移動式のゴールではなくて、つるしの壁から出てくるのあるでしょう。そういうものを含めて検討すると、改修するというような考え方も総体的になかったら、これはおかしい話でないかと思います。

それと、先ほども申し上げましたが、新規の屋外施設についてなのですけれども、これって私はぱっと見た感じ、サッカーグラウンドなのかなと思ったのです、森町にないといったら。近隣町見ますと、すばらしい芝のサッカーグラウンドがあるわけです。この計画に、教育長、さすがだなと。私、サッカーグラウンドのちゃんとしたところを造ってくれるのだなという計画なのかと思っていたのですが、今聞いたら全く考えていないと、これどういうことなのでしょうか。

それと、併せまして、体育施設の利用という部分で、こういう例えばサッカーグラウンドだとかとなれば、実業団ですとか、そういうところの誘致、そういうことなんて全然考えていないのでしょうか。

それと、今回床の関係だとか照明という話ありましたけれども、この11月、この間です

ね、点検していないから雨漏りしたという箇所ありましたよね、施設が。公民館です。そういうところからしても、日々の点検が全くされていないのではないかなと私思うのです。その辺り、教育長、ちゃんと施設見ているのですか。そこをお願いいたします。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

漏れることがあるかもしれませんが、それについてはご指摘ください。

アリーナ等の床、照明等については、今般答弁で述べましたけれども、それ以前より予算の中で審議してまいった案件であります。今回また令和4年度に向けて予算要求していきたいという意味で答弁したわけですけれども、決して放置してきたわけではありませんので、その辺もご理解いただければと思います。

何しろその床を見ても、議員がおっしゃるようにバスケットゴールの移動が大きな床の損傷になるわけです。そういったところで、どうしても移動するときに重さで床にいろんな損傷が、不具合が生じるということですので、床の改修等に当たっては私もバスケットゴールの在り方についてはどういった、移動式がいいのか、またつり型の方式がいいのかについてもまた私は視野に入れて今考えているところであります。

それから、総合開発振興計画の中で長寿命化計画の実施年度を明記しておりましたけれども、計画の時点においてそういった期限が決められておりましたので、国の示された年度でしたので、そのことを期待して記載しましたけれども、これについても大変、言い訳ではありません。長寿命化計画の策定についても、これまで町長部局と協議して予算審議をしてまいりましたので、引き続き施設の現状等を適切に伝えながら何とかその策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、いろんな施設を見ているのか見ていないのかということですが、まず担当課のほうの体育課長等おりますので、そういったところから報告を受けて、必要に応じて私も見ておりますし、いろんな大会、行事に行ってもいろんなところを見るようにしていますので、私の見るのが漏れているかもしれませんが、小まめに見ているというふうに理解していただければと思います。

それから、屋外施設のことですけれども、議員のおっしゃる施設のことについては、これまで明言していなかったわけです。私も一応ある程度そういった方向性は考えていましたけれども、それが例えば利用者が偏るのではないかとか、多くの方に利用できる施設になるのかとか、財源はどうするのかとか、いろいろ考えて、まだ計画には至っていないのだということをご理解いただきたいと思います。

また、公民館を引き合いに出されて、日常の点検管理ですけれども、これについては担当課でそれぞれいろんな場面で日常的に点検して管理しておりますこともご理解願いたいと思います。

以上であります。

(「トイレの水」の声あり)

○教育長(増川正志君) トイレの水については、私の見た範囲ではそこは確認できませんでした。手洗いの場ですね。

(何事か言う者あり)

○教育長(増川正志君) それについては、もう一回担当課と詰めて、長寿命化計画の中でのってくるのかどうか、そういった中で今後の施設改修に向けて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(野村 洋君) 再々質問。

○5番(伊藤 昇君) 大変あきれてしまいまして、全く考えていなかったのだなという計画。

それと、よく教育長の話に予算と、それから関連部局と出るのですが、いいですか、教育長。計画と予算と実行と別でしょう。まず、計画を立てる。そして、実施計画まで持っていく。年次計画を立てて、長期計画、中期計画、それから実施計画までやっていくのが計画だと私は思うのです。その前段の計画なくして、どうやって財政当局と協議できるのですか。だから、全く教育長の中には、屋外施設にしても、その施設にしても、よく担当課長から聞くとはいえますけれども、聞いていないから今の現状になっているのでしょう。本当に町部局のほうがそういう危険な体育館、穴空いている、ガムテープ貼っているなんていうところで、町部局が本当に予算つけなかったとしたら、けがしたら誰がどう責任取ってくれるのですかという話ですよ。

それと、私言いたいのは、教育長の話の中でもその計画、各施設の委員さん、体育施設の委員さんもいらっしゃいます。各体育の委員さんもいらっしゃいます。それから、教対協の委員さんもいらっしゃいますね。そういう方との意見交換って全くしていないのでないかと思えます。その各団体、個人の意見だってあるかもしれません。そういうことを吸収するというか、聴取するという気持ちが私はなかったのではないかと思うのです。

教育長が書いているのは、すばらしいことをいっぱい書いているのです、執行方針でも。でも、全然実行が伴っていないなと思うものですから、次年度の執行方針等も実効性を持った、ちゃんとした整備、そういうことをしっかりと書いていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、各担当課の課長さんでなくて、定期的に教育長自ら行って、施設はどうなのだというのをヒアリングしたり、実際に見て1年たったら施設というのは変わりますので、そういうことをしっかり教育長自ら確認していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

先ほども述べましたけれども、私たちが施設改修に向けては鋭意点検しながら、その方向性を持ちながら、決して言い訳ではございませんけれども、町長部局に伝え、予算審議に臨んでまいりました。そのことで私のやる気ということでもありませんけれども、誠意伝えてこれまでまいりましたので、いっそ現状を把握しながら適切に伝えて、実効性を持った政策、また改修に当たってまいりたいというふうに考えております。

また、計画はないのかとおっしゃいますけれども、そのもともとの長寿命化計画を作成するために随分前から予算要求して、それをもって新たな計画というふうに考えておりましたけれども、それも遅れているのが実情ですので、さらにスピードアップして進めてまいりたいというふうに考えています。

また、各団体との意見交換につきましても、担当課と一緒に様々な機会あれば聞くようにしておりますので、その方向でさらに耳を傾けていきたいというふうに考えております。

また、担当課を含めながら、私自身が定期的にその点検、管理に当たってほしいということですが、それについては今私も今後についてそういったことの指摘を受けながらそのことを実行してまいりたいと思いますけれども、やはり担当課が主ですので、そことの折り合いを十分詰めながら、私自身の姿勢として進めてまいりたいというふうに考えております。

また、来年度の教育執行方針での実効性を持った方針ということですが、それにも十分心がけて進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村 洋君） 社会体育施設整備等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

ちょうど1時間たちましたので、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、公共施設の女性トイレへの生理用品設置について、町有地の残置物処理の責任について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、公共施設の女性トイレへの生理用品設置についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1つ目、公共施設の女性トイレへの生理用品設置についてお願いいたします。

新型コロナウイルスの広がりの中、格差と貧困が一層深刻となり、経済的理由から女性が

生理用品を十分に買えない問題が表面化して、生理の貧困として全国的に社会問題化しています。

女性にとって、個人差はもちろんありますが、生理時には肉体的にも精神的にも何らかのダメージがあり、生理用品が思うようにならない状況ではなおさらです。

公共トイレのトイレットペーパーは、今や日本では当たり前前に設置されています。それと同様に、公共施設の女性トイレに生理用品の設置をするべきと考えます。非常備品として2019年に生理用品280枚を購入していますが、非常用備品としても必要なものです。

既に函館市や札幌市での無料配布などが取り組まれたり、全道、全国的に学校の女子トイレに設置する動きがあります。森町の公共施設、とりわけ女性の利用頻度の高い施設や学校の女性（女子）トイレに生理用品を設置することに対する町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという、いわゆる生理の貧困問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっていることは、テレビ報道等を通じ認識しております。

当町の公共施設では、各町内会館や生活館並びに保健センターをはじめ、公民館、体育館等の社会教育施設や社会体育施設に生理用品の設置などは行っておりません。また、学校施設では児童生徒が各自で用意しているのが現状であります。緊急的に必要とする場合の対応は保健室等で養護教諭が家庭環境に配慮し、対応しております。

なお、今後の取組としましては、現在生理用品を寄附していただける団体と協議中であり、これから各課で連携し、活用事例等を参考にしながら、町として効果的な活用方法について検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今森町の現状をお話しされましたけれども、私もこの問題を取り上げるに当たって学校のほうにも要望としていかなものかという辺りについて問合せをしています。現実的に今現在、町長がお話しされたように、保健室のほうで用意されているというようなことで、基本は使ったら返すというのが基本の形にはなっているようなのですが、必ずしも返還を義務づけているわけではないというような形での答えと、それと実際に子供たちだとか、また親も含めて、先生方の部分も多分そうだと思うのですが、ぜひトイレのほうに設置してほしいとかという要望だとか、そういう声が実際に上がってきているという状況ではないようなお話はあったのです。ただ、現実的に森でどれだけ生理の貧困でお困りの方がいらっしゃるかという部分についての調査を私もしていませんのであれなのですけれども、ただ町長が最初のお言葉で言ってくくださった、それこそ健康と女性の尊厳の問題としてということで、すごく私はうれしかったのですけれども、その言葉が出たのはとてもうれしかったのですけれども、そういうことでぜひ、いわゆる生理ですので、トイレにトイレットペーパーを置くのが、私たち子供の頃にはそ

れは一般的ではなかったのです。でも、水洗化がどんどん、どんどん広がっていく中で、詰まる問題なんかも含めて、衛生上の問題だとか施設をきれいに使わせるとかということも含めてだとは思うのですけれども、トイレットペーパーが設置されるというのは常識的になって、一般的に森のそれこそ公共施設でも全て、学校もそうですけれども、トイレットペーパーは設置されているわけです。ですから、そういう意味で女性用の生理ナプキンについてもそういう生理的な人間の体の仕組みというか、構造的な部分として当然ある、期間は限定されますけれども、そういうものに対して、やっぱり常時そのときに困らないような手だてというのを設置していくというのが必要ではないかなと思ったのです。それがたまたま今回こういうコロナという状況の中で生活が大変、収入がなくなったという状況の中で、購入すら大変な状況になっているということが明らかになってきて、無料配布だとか、または設置するとかというふうな動きになってきているのですけれども、もちろん顕在化したのはこのコロナ禍が原因なのですから、生理という部分から考えると、やっぱりコロナがなかったとしてもトイレに設置していくという方向性をぜひ具現化していくとか、実現化していくということは時代の要請でもあるし、女性の健康や尊厳を守るという意味からも当然するべきことではないかなと思っていますので、その方向性をやっぱり町としては明確にしていきたいなというふうに思っています。

それと、先ほどの答弁の中で寄附してもらえる団体との協議を行っているというお話だったのですが、私自身も知らなかったのですけれども、実は函館にある一般社団法人JOYというところがいかがですかというお話を持ってきたということなのです。けれども、町としては、また教育委員会としてはそれを断ったという話を聞いたのですけれども、今町長がお話しされた寄附の団体と、このJOYというのが同じなのかどうかも含めてなのですけれども、断った理由も含めて知りたいのと、それと寄附ももちろんそうなのですけれども、それだけではなくて、やっぱり町の財源として、先ほど言ったように生理の部分としての設置を考えるという方向で、きちんと寄附がなくても予算化して設置するという方向性をぜひ取るべきではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現在檀上議員おっしゃるとおり、一般社団法人のJOYという団体から寄附の申出をいただいております。現時点といいますか、今までのやり取りの中でいろいろな方向性、どういった方法で設置ですとか、設置後の生理用品の供給ですとか、いろいろな課題を話し合っている状況でございまして、特段町として一旦お断りしたということとはございませんので、その辺は何か認識の違いがあったのかなというふうに感じております。

そして、現在コロナ禍でこういった状況が顕在化して、そのような一般社団法人を立ち上げ、民間として活動されている方々からのご厚志といいますか、厚い思いを受けまして、ぜひとも町として前向きに設置といいますか、対応をさせていただきたい旨は先方にお伝えしております。コロナが終息した後も、何とか一般社団法人の方々のご協力、お力添え等をいただきながら、継続していけるよう前向きに検討していきたいと、そのように考え

ております。

しかしながら、様々ないろいろな施設に設置するというところでは、現在このコロナ禍ということもございまして、設置することに対して様々な課題がございます。まずは、そちらをしっかりと解決に結びつくように担当課共々一般社団法人の方々とも意見交換させていただきながら、しっかりと前に進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問あるのですか。

○11番（檀上美緒子君） 一般社団法人の関係は分かりました。

それで、先ほど言ったように寄附に頼るのではなくて、やっぱり私はきちんと予算化をすると。もちろん頂けるものは頂くというのは当然あってしかるべきだとは思いますが、けれども、きちんと予算化する必要性が、生理という部分からして必要だということを改めて訴えたいと思っています。

特にスコットランドでは、国としてこれについては無償化するというようなことまでやっているところもあるのです。道内でも、もう既に学校で女子トイレに配置しているところ、広尾町で常設しているということになっています。あとは、基本的には森と同じように保健室に置いてということなのですが、なかなか保健室に出向くという部分に関わっていると、持ってこなかったのみたいな感じの恥ずかしさというか、自尊心というか、そういうような部分も含めて、基本的には自分で用意するということはあって、私もそれは構わないかなとは思いますが、何かのときに、それこそ用意できなかったりとか、また突然なるということもあるわけで、ですから数的に私はそんなにたくさんの出費というか、常設しなければならぬということにはならないだろうと思うのです。ですから、まずはとにかく最低中学校だとか、または小学校であれば高学年用のトイレだとか、そういうところにまずは設置するというのと、女性の利用者の多いというところでいけば保健センターかなと思うのですが、全てのところとはまだ言わないまでも、そういう抽出してというか、やってみて、そしてその状況によってまた広げるなり、置き方も含めて検討するということであって、できるだけ早急に、まずはとにかく設置することをぜひ予算化して具現化していただければなというふうに思うのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなってしまうのですが、まずは一般社団法人JOYの、先日も佐々木代表と直接お会いする機会がございまして、お話しさせていただきました。檀上議員おっしゃるとおり、無料で配布し続けることが目的ではなくて、やはりそういう常設といいますか、どなたでも気軽にといいますか、ご利用できる状況を広めたいのだという話はされてきました。町といたしましても、引き続き途切れることなく、そういう状況というところは設置、整備をしていかなければならないという認識ではおりますが、まずは一般社団法人JOY様のそういうご厚意等々いただきながら、継続可能な方法といいます

か、課題が生まれまじらしたらしっかりそこは解決して、行政としてそのような体制をしっかりと確保していくというところは引き続き努めさせていただきたいと考えておりますので、その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 公共施設の女性トイレへの生理用品設置についてを終わります。

次に、町有地の残置物処理の責任についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、2問目お願いいたします。

町有地の残置物処理の責任について。さきの森町議会8月会議で賃貸借していた尾白内地区の町有地の残置物処理に関わる責任として、町長お一人の9月分給与10%減額案を提出されました。しかし、町長一人の減給処分では済ませることはできない、この間の経過と問題点、責任の所在や具体的な解決策を明らかにする必要がある、町民への丁寧な説明があるべきなどということから、出席の全議員が反対いたしました。そして、残置処分の1,865万円の補正予算は放置できないとして可決され、残置処理作業は9月下旬から始まっています。

しかし、9月議会での私の一般質問で、全ての部署における総点検も責任の処し方についても町長からはっきりした答弁がなく、尾白内の残置物処理の責任についてもいまだ音沙汰なしの状態です。

残置物の処理のめどが立っている中、ほぼ終了していますが、改めて尾白内地区の町有地の残置物処理に関わる経過とこの間の問題点、責任の処し方について明らかにすることは、森町議会8月会議での出席議員全議員の町への意見、議決に応えることです。

10年以上も前の経過や責任まで明らかにすることは無理かもしれませんが、少なくとも最近の状況については明らかにするべきではありませんか。

1、2017年、借地借家法の関連で契約年数（建物の堅固さに関わらず最低30年）という指摘を受けてから森町財産規則第35条の改正をしていません。

2つ目、2018年の契約が1年間で、代表者も保証人もなし、これはずっと継続になっています。

3点目、2019年の契約書の誤り、本来であれば土地賃貸借契約なのですが、建物賃貸借契約となっています。そして、30年にしていること。代表者や保証人も引き続きなしという状況になっています。

この3点の経過とその責任の処し方について、町長の所見を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目、森町財産規則改正の件でございますが、ご指摘の貸付期間に係る規定のほか、貸付料算定基準の改定等も併せて現在担当課で作業中であります。

2点目、平成30年の契約における賃貸借期間を1年間とした理由であります。建物の所有を目的とした土地の賃貸借期間については、おおむね2年間をめどに契約の更新を行っておりましたが、これが不適切である旨、当町の顧問弁護士から当時指摘を受けたとこ

ろです。これを是正するため、担当課において作業を開始しましたが、事務処理に相当な時間を要することが見込まれたため、平成30年度を準備期間に充てることとしました。よって、平成30年度に契約更新を迎える案件については、その賃貸借期間を暫定的に1年間と定め、令和元年度から適正な賃貸借期間にて契約を締結することにしたものであります。また、契約書に代表者氏名が記載されていない点については、以前より屋号のみの記載で契約を交わしてきた経過がありますので、当該契約についてもこれを踏襲したものです。連帯保証人に関しましては、当該借借人に対して連帯保証人を立てないということを契約上認めておりますので、この時点において連帯保証人を立てるよう、特にお願いや催促はしておりません。

3点目、令和元年度の契約書の誤りについてですが、これは契約更新案内の送付時に誤って表題の違う契約書を同封してしまったものであり、貸付期間の30年間は借地借家法を根拠としたものであります。また、代表者名がないという点については、前段で申し上げたとおりでございます。また、連帯保証人に関しましては、当該変更契約書の提出時において借借人ご本人との会話が難しい状況でありましたので、特にお願い等はしておりませんでした。

次に、責任の処し方ですが、以前からの引継ぎの案件でございますが、これらについては現職の私町長が責任を負うものと考えております。

また、職員に対しましては、適正な事務処理について今後徹底する旨、そして懸案事項に関しては早期に報告し、情報共有する旨を周知したところであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 経過については、大体事実としては分かるのですけれども、例えば具体的に2017年に指摘されて、今現在担当課で修正を行っているということなのですけれども、今回もそうなのですけれども、国保税の条例なんかもそうなのですけれども、人事院勧告のあれもそうなのですけれども、国のほうでそれこそ変更しましたよ、変更になりますよというときには、その都度随時その部分に関わっては即議会にかかっているわけです、条例変更という形で。なのに、この賃貸借の部分に関わって、借地借家法が変わっているのはもっと前の話であって、それが気がついたのが2017年ということなので、その間、それこそかなりの経過を要しているのだから、分かった時点でできるだけ早急に変えるというのが本来の行政としての、それこそそれに基づいて条例化されていくわけですから、国の法律が変わったらそれに準拠して変えていくというシステムになっているわけですから、その辺りの時間のロスというか、時間差というか、そこについて私は非常に問題を感じているところなのです。

そして、にもかかわらず、そういう指摘をされていて、森町財産規則の部分で何も変えていないのですけれども、2019年には30年とするというふうな形で出てくるわけです。だから、その辺の、いわば借地借家法と規則からすれば、上位法規とすれば借地借家法です

から、下位の町の管理規則が変わっていないから、上位のほうがそうなっているから、それに基づいてやるのですというのはそれなりの筋が通るのかも分からないのですけれども、先ほど言ったように国が変わったら当然下の部分も変えるという流れからすると、それを即やっつけて変えていくというのが筋ではないかというふうに思うのです。ですから、その辺りの業務において、やっぱりちょっと怠慢さというか、不十分さというか、あるのではないかというのを指摘せざるを得ないのですけれども、その辺りお願いしたいと思いません。

それと、代表者と保証人の部分なのですけれども、これも今町長がお話しされたように長年、1年目ですから、代表者、きちんと氏名はつきりしているのは、2回目の契約更新から連帯保証人も代表者名もなくなっていくわけですけれども、それがまかり通ってきたというか、今までもそうだったから踏襲したのだというのは、町民税の延滞の部分で、それこそ監査委員が指摘した、単に踏襲してきただけだというふうな問題を指摘しているわけですけれども、やっぱりそこで指摘されているのですから、ただ、今までそうだったから引き続きそうやるということではなくて、果たして本当に契約書なり規則にのっとっていったら、保証人をつけるということがはつきりしているわけです。この問題のときに認識が甘かったというか、なかった。連帯保証人の必要性についての認識が、重要性の理解が不足だったということなのですけれども、それで済まされますかという話なのです。それこそそれも含めて私は職務怠慢ではないかなというふうに指摘せざるを得ないわけです。そうすると、職務怠慢なり注意義務違反ということであれば、それこそ処分の該当になるわけです。そして、私はこの間これだけではなくて、今延滞金の話もしたのですけれども、それだけではなくて、いろんな部分で今までそうやってきたから引き継いでやってきたのですという形で、そのツケがどっと今明らかになってきているというのが森町の町政において非常に大きな負担というか、問題になってきていると思うのです。ですから、やっぱりその部分について、責任は責任としてきちんと取るのだというはつきりした姿勢、そしてこれで責任を取って、こういうような悪しき慣習についてはきっぱりと卒業するのだと。今回限りでこれからはきちんとやっつけていこうということをはつきりさせる上でも、私はきちんとした、町長一人の処分という形ではなくて、やるべきではないかなというふうに思っているのです。

その上で1つ言いたいのは、今年の3月に農林課の問題で処分というか、責任の取り方を明らかにしていますよね。町長と副町長と担当職員が1か月の10%減、担当課が戒告処分というふうな形でやっているわけです。そのときはそうだったのだけれども、今回のこの問題においては、町長一人だけで終わらせるという。事実に関わったの経過も含めての明らかにするという部分はこれからしてもらわなければならないと思うのですけれども、責任においても今年の3月の農林課との対比も含めて、私は余りにも今回の部分に関わっては町長一人で終わらせるということには納得できないのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

いろいろな今までの全協ですとか定例会、そして臨時会において、様々な答弁の中で私からも責任の処し方というところでお話はさせてきていただいております。変わらず、私は町長がこういったことは責任を取るべきだなというところは変わっておりません。就任時に懸案事項説明というところを必ず町長は受け、その懸案事項に対してどのような方向性を出していくか。その中でやはり町長の指示、采配というものは、大きくそれぞれの担当課に影響を及ぼすものと私は考えております。

現時点では、やはりこういったものは見直し、ただしていくのだという指示を私は出させていただきました。その中で、しっかりと多くの課題に対してそれぞれの担当課、課長はじめ係長、多くの職員が応えていただき、様々なものをただす方向で現在も進んでいるところでございます。

先日の農林課の処分の案件とは、今回の件に関しましてはなかなか同じく判断することは私は難しいのではないのかなというふうに考えております。明らかな事務の中でのミスというところに対しての処分と、長きにわたる町長と各担当課との関係性に関わる事務の手の流れ、時代の流れ、そういったものを越した物事の発生の中での今回のこのような案件に関しては、やはりここは一線を引いて現時点では判断すべきだなと私は考えており、先日ご提案させていただきました私の減額案というところでご提示させていただきました。議員の皆様から議決は否決をされましたが、そこはしっかりと今後も町長として担当課並びに全職員に指示を出し、懸案事項説明も1年に数回できるような体制、話をしやすいような体制、そういったものをまず深め、情報共有を一緒に図っていく中で同じような問題が起きないようにしていくことがまずは一番取るべき町長の責任であるというふうに考えておりますので、その辺今後もしっかりとやらさせていただきますことをここでお話しさせていただきますので、どうぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 農林課の部分と今回とは違うということなのですが、それはそうなのですが、ただ私は長年にわたってやっていたから引き続きやるということがやっぱり職務怠慢になるのではないですかということをお願いしたいのです。それが町税の延滞金の部分で、それこそ監査委員がしみじみ指摘したわけです。漫然とやっているという指摘を。そうではなくて、やっぱり担当として受け取ったときに、今までこうだったけれども、やっぱりこれはおかしいとか、これは変えなければならない。法規上、規則上いっても、やっぱりまずいのではないかなと、おかしいなというふうなことが働かないと、うそだ。うそと言ったらあれですけども、それがそれこそ本当に町民に対して責任を持った行政の公務員としての務めではないかなと思う。今までこうだったから、引き続きこうやりますということで済ませていいことではないと思っているのです。ですから、私はもう退職されたりとか亡くなった方も含めているわけですから、そこまでさか

のぼって明らかにするということは、責任を取ってもらうということは、それは不可能に近いでしょうけれども、少なくともここに上げた1、2、3点についてはその時点で指摘もされているわけですから、そこでやっぱり変えていくということを取り組まなかったということは職務怠慢に当たると思うのです。そういう点からいけば、町に対する被害総額からいけば、農林課の与えた額と今回の尾白内の部分では全然雲泥の差なわけです。そして、しかも先ほども言いましたけれども、この問題だけではなくて、あれもこれもそれもとという感じで、グリーンピア大沼については私も前から言っていますけれども、今年になって下水道の問題とか駒かんの問題だとかも含めて出てきているわけですね。やっぱりそこにおいては認識不足だったとか知らなかったとか、何それと、理由になるのという、本当に首をかしげたくくなるような理由が出てくるわけです。だから、やっぱりそこに責任というか、自覚というか、それを私はしっかり町職員の皆さんには持っていただきたいし、それをきっぱりと全職員に対してもこういう問題があったのだと、そういう自覚というか、反省を促す上でも、町長一人で責任を負って終わりというのは、8月会議での議会の討論や議決に関してでも応えるものではありませんので、その辺りについてぜひ検討していただければと思うのですけれども、再度お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなりますが、本案件に関しましては今後の体制をしっかりと職員に周知し、あるべき姿をしっかりとだして、今後の未来に向けた行政につなげていく。それが何よりの町長として、そして職員全体としての責任として思っているところでございます。

そして、先ほども少しお話しさせていただきましたが、少なくとも私が町長に就任した後の担当課からの懸案事項、ヒアリングのときには、今お話にある様々な案件は課題であるというふうに、直すべきことであるというふうに担当課の認識はあったものと私は考えております。檀上議員おっしゃるとおり、知識不足であった点、そして勉強不足であった点をご指摘いただいても、それは仕方のないことなのかなというふうには考えておりますが、今後さらに情報共有を深め、そして担当課、町長部局共にしっかりと認識を深めて今後の対応に当たっていくと、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解いただければなと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町有地の残置物処理の責任についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

少し早いですけれども、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、町長就任1年を経ての課題について、議席12番、木村俊広君の質問を行います。

○12番（木村俊広君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町長就任1年を経ての課題についてでございます。岡嶋町長が就任し、1年が経過しております。新型コロナウイルス対策や新たな取組も幾つかしておりますが、入学・卒業祝金支給事業や保育所整備計画など、どちらかといえば子育て関係に重点を置いた政策方針ではなかったかと思っております。

しかし、保育所整備計画では未来ある保育施設でもなく、従来型の保育施設を想像せざるを得ない計画となっております。今や手厚い子育て構想に着手し、関係人口の増大を現実のものにしている自治体があります。なぜ将来を見据えた幼稚園と保育所の両方の機能を兼ね合わせ持った認定こども園を選択せず先延ばしにして、従来型の保育所なのでしょうか。新たな保育所を目指す計画を策定するに当たり、町と教育委員会が十分に協議を重ねてきた計画なのでしょうか。

この計画を見ますと、町と教育委員会の連携が感じられず、町と教育委員会の関係性が良好ではないのではないかという疑念が湧いてきます。また、岡嶋町長就任時において、増川教育長は辞任の意向を示しておりましたが、あれから1年、いまだに教育長の椅子についております。

以下、2点について町長に質問させていただきます。

①、町長の思い描く未来の子育て構想とは。

②、町長就任から1年間、保育所整備計画などの一般事務において、教育長と意思疎通は問題なく行っていたのか。

お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、今年度子育て政策として事業開始しております森町入学・卒業祝金支給事業や新たな保育所整備に向けた森町保育所整備計画策定など、子育て世代への経済的な支援や環境づくりに向けた取組を進めてまいりました。子育て支援に関する事業につきましては、ここ数年で町単独事業を含め負担額が年々増加しておりますが、保護者の方や子供たち、今後の地域の実情を踏まえながら、経済的負担の軽減に係る政策だけではなく、子育てしやすい環境整備や子供たちを取り巻く様々な課題の解決に向けた選択肢を増やし、町民の皆様が支援の有無に限らず、進んで子供たちを森町で遊ばせたい、遊びに行かせたい、働かせたいなどと思える切れ目のない子育て支援策について検討し、引き続き取り組んでまいります。

2点目ですが、この間森町保育所整備計画策定に関しましては、担当課や関連部局、幼稚園、保育所職員を招集し、各部署の現状や問題点などを含め、事務レベルでの協議を重ね、その結果を踏まえ計画内容について副町長、教育長とともに検討を協議し、策定をしてきております。町民一人一人が幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに向

けて、教育委員会だけではなく、各部局とは常に情報を共有しながら、様々な事案に関して協議、検討を重ね、この間取り組んできております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（木村俊広君） 地域の実情を踏まえながら、子育てしやすい環境整備、森町で学びたい、学ばせたい、働かせたい、そういった切れ目のない子育て支援を検討していくとされていますけれども、さわら幼稚園建設時にはこの話は既にしておりまして、森、砂原地区に1施設ずつ、乳幼児から学童、そして産み育てる親のケアまでトータルでサポートできる施設が今後必要であるという話の流れでした。しかし、老朽化した施設では、こういった事業を賄っていけないということで、新たに育児施設を建設するにはパッケージで取り組んでいきたいと思いますという話でした。先行してさわら幼稚園の建設をしましたが、当時認定こども園の方向で進めておりました。しかし、職員の確保が難しく、無理に勤めても森町の子育て環境全体に影響しかねないので、現在幼稚園として運営しているものであって、森地区の施設整備計画において、はなから保育所ということになると、子育て行政の後退なのかと思わざるを得ない。

町長にお聞きします。これまでの経緯、経過について、説明をちゃんと受けて、保育所という結論だったのでしょか。切れ目のない子育てとは、こういうものなのでしょうか。

それから、②についてです。教育委員会含め、各部署と常に情報共有しているとお答えですけれども、納得ができません。増川教育長は、経験、実績も豊富であり、私も民生文教委員長を今回2回目ですので、校長先生の頃から会議などもご一緒する機会もあり、よく存じております。最近では、タブレット端末を使ったICTの授業の取組も積極的に行っており、全国的に見ても高いレベルでの運用されており、今後楽しみな取組状況です。大変いい仕事をしていると思っております。しかし、新たな設備計画が保育所となると、やはりここで疑問符が湧いてくるのです。率直に町長、教育長、やっぱりあなたたち仲悪いのだねと思わざるを得ない。

そこで、先日道新さんのやまがら日誌に掲載されておりました。増川教育長は、人事権者である町長の案件ですので、辞任の発言を撤回したかなどの人事について私から申し上げることはないという内容でした。辞意を表明したのに、現在お勤めになっているわけですので、町長の間でいろいろなお話がされたと思います。町長からのお願い事や教育長からのお話、そこで話された内容について、お話しできる範囲で結構ですので、お答え願います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

木村議員、今ご質問にありましたとおり、さわら幼稚園の建設に係る認定こども園の当初不信があったと、そういう経緯で様々な課題が解決する見通しが立たないので、幼稚園として建設が進んだと、そのような経緯は存じているところであります。今回の森町の保育所の整備計画策定に当たりまして、まさに同じような問題、課題があるというところは

担当課から説明を受けております。その説明を受けまして、人材確保の面、そして資格の更新面などからして、やはり現在もこの認定こども園というところをしっかりと開始できるめどを立てて計画をスタートさせるということになりますと、非常にもっともっと現在の保育所整備計画より時間がかかるという判断に達しました。今の森町の保育所の現状、多くのお父さん、お母さんから、町長就任前から本当に早く何とかこの施設を新しくしてほしい、この古い施設に子供たちを通わせるのは親としても忍びないし、子供たちも非常に不便を感じているというか、非常に切ない状況であると。そして、働いている職員に関しても、非常に心配事を抱えながら働かなければならないという状況は何としても早くに是正したいというふうに考えました。様々な課題はあります。認定こども園として今後人口減少が進み、子供の数も減る中で方向性としてしっかりと検討していかなければならないことであるというのは認識しておりますし、認定こども園の整備に向けどういった課題があるのか、それを解決するためには何が必要なのかということとはしっかりと担当課含め検討し、今後もしっかりと進めさせていただきたいと、そのように考えております。

そして、私が町長に就任したときに、増川教育長は辞意を表明されました。その辞意を受けまして、私も後任者の選定を調整し、進めておりましたが、令和3年度のスタート時に後任者の選定がかなわず、増川教育長に令和3年度、もう一年任期を延長していただけないかということをお願ひして、現在に至っているというところでございます。

様々な課題は本当にまだまだございます。今後もしっかり担当課と意見を、しっかりと意思の疎通を図りながら子育ての環境、教育の環境をしっかりと構築していく、そういったことはしっかりと進めさせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○12番（木村俊広君） 1つ目なのですが、色々問題ある中で解決、今現状でできない問題もあり、保育所という、そういう選択肢だということなのですが、令和7年をめどにやっていきたい、計画を立てていきたいということなので、その段階での子供たちの状況、そして先生たちの状況を考えれば、先行して認定こども園という形で練っていても問題はないと思うのですが、その辺はなから幼稚園というのはいかかなものかと思うのですが、そこはやはりシミュレーションした中でしっかりといい方向で、最初からそういう方向性で行かないといいものはつukれないと思うのです。ですから、そういう形で再考していただければなと思います。

2番目については、今大変大きなお話があったと思ったのですが、教育長の選考していたのだけれども、なかなか思うように事が進まない中で、増川教育長には令和3年度のお願ひをしたという話だったと思うのですが、教育長の任期満了というのは議会で承認された任期ということになるのですけれども、それより前倒しで、来年の3月末までということになるのですか、そこまでしかオファーしていないという、そういうお話

だったと思うのですけれども、そういう状態でお勤めになっていたということで、教育長にしてみれば本当に心中穏やかではないという、そういう状況であったのかなと。そういう状況であれば、無意識にぎくしゃく感が表に現れても不思議ではないのかなと、そんな感じがしております。教育長が任期はまだ先なので、辞表を提出しなければ、その先もということに自動的になるのですけれども、町長は3年度以降についてオファーしていないということなのですから、そこは間違いはないか確認したいのですけれども、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

認定こども園というところについては、重ねての答弁にはなるのですけれども、やはりまだまだ課題を解決するところに、スタートするという時点にどうしても至っていないという現状がございます。まずは、人員を、先生を確保して、なおかつ資格の更新ですとか、そして町内のそれぞれの施設に通わせている父兄といいますか、お父さん、お母さん方のそういったご理解等々もいただき、そこで初めて認定こども園として計画を策定スタートできるということにあると私は考えています。今後認定こども園に向けて、今の既存の施設を認定こども園にするにはどのような課題があつて、どのようなことを進めていけばいいのかというのは、現在も担当課とともに認識を共有して、同時に進めさせていただきたいと思います。何とぞその点をご理解いただき、まずは森町保育所の新設の計画として進めさせていただき、今後もその辺の課題に関してはしっかりと担当課と進めさせていただきたいので、ご理解いただきたいと思います。

それと、人事案件ですので、この場で具体的なことを私からお話しすることではないと思いますし、その点につきましてはそのようにご理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町長就任1年を経ての課題についてを終わります。

以上で議席12番、木村俊広君の質問は終わりました。

次に、町税等の収納率向上対策について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

町税等の収納率向上対策について。町では、日頃から税等の滞納者に対する措置を講じておりますが、地方財政状況調査によりますと令和元年の町村税の徴収率は全道平均が96.9%ですが、森町は89.0%で全道ワースト6位という低さです。

町民から納めていただいた町税等を財源に補助金や各種サービスを実施しておりますが、徴収率の低下は行政サービスの低下につながり、完納者は不公平感を感じるのではないのでしょうか。税負担の公平性と財源確保のため収納率向上対策本部を設置し、年度計画を立て滞納整理等に関わる目標値の設定や全職員の町税等の収納状況情報の共有化などの収納対策に関する基本方針を策定し、健全財政の確立、収納率向上を目指す必要があると思います。

また、現在の税や保険料、使用料を滞納し、納税等に不誠実な人に対し行政サービスを

制限する措置は、それぞれの行政サービスに規定が設けられておりますが、制限が対象となる債権等の範囲も狭く、受益と負担の不公平性が見られます。納税意識の啓発や滞納防止を図るためにも、行政サービスの制限措置を一本化し、特定滞納者に対する制限措置に関する条例を新たに制定すべきだと思います。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、町税等の滞納を放置していくことは納税義務の履行における町民の公平感を阻害するものと考えております。そのような中、町税等の収納率に関しましては、以前からの懸案事項であった延滞金の徴収を令和3年度から開始しており、令和4年度からはコンビニ収納を開始することによって、納税等環境の整備と収納率の向上対策に関する施策を毎年実施してきております。

議員ご質問の収納率向上対策本部設置に関しましては、まず各課が滞納整理に必要な情報の共有と知識向上のための教育を充実させ、収納率向上につながる対策を検討していきたいと考えております。

また、町ではこれまで滞納者に対する行政サービスの制限について、法的な観点から考察してまいりました。結論的には、一定の範囲で可能であると判断し、準備を進めてまいりました。

ただ、一方で単にペナルティーを科すのではなく、納税意識の高揚と収納率向上が目的であることから、対象とする債権の選定や制限する行政サービス、納税等を履行した場合の取扱いなどについて、町民に対する配慮も必要であると考えております。

また、新たな条例制定については、これまでも検討を重ね、包括的な条例の制定を視野に準備をしてきましたが、既存の規定との整合性や対象とすべき滞納者など運用面についての課題も多く、精査する必要があると考えます。包括的な条例制定については、前向きに検討を進め、慎重を期して準備してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

今の町長の答弁では、それでは収納率向上対策本部とかは設けないというお考えなのでしょうか。なぜこの対策本部が必要かという点、今までどおりでは収納率が向上していないのです。まして、その前の年、令和元年から見れば下がっている。令和元年は下がっているのです。ほかの町とか、少しでも一歩ずつでも上がっている中で、森町は低い上に下がっている状態。今令和2年はどうか分かりませんが、それでも収納率はそんなに上がっていない。この納税義務に本気で取り組むのであれば、職員の意識改革とともに、町民の意識改革というのが一番必要だと思います。

先ほど町長も言われましたけれども、収納率の対策本部では勉強会と言いますが、もう収納率が99.何%の市町村がたくさんあるのです、道内にも。そこのやり方を、いいところを取り入れてやれば、少しでも上がるのではないのでしょうか。森町は、今までとずっ

と変わらないやり方をやってきていると思います。まして税の意識は低いといえますか、取らなくてもいいみたいなどころもあった。ところが、やはりその意識を変えるということが一番必要で、その収納率の高い町村の取組を参考にして、きちっと納税額と滞納額と徴収率の推移や不納欠損額、差押え件数、金額など、町の状況を広報やホームページで周知するというのはすぐできることだと思うのです。それとか、あと先ほど町長も言いましたが、納税しやすい環境を整える。コンビニ決済ができるようになったと言いましたけれども、私が聞いたところによると、コンビニ決済は町内9か所のコンビニでしかできないと思います。納税率の高いところは、全国どこの、どんなコンビニでもできるようになっています。あと、夜間の相談窓口も森町は12月の強調月間だけ開設しているのですけれども、やっぱり収納率の高いところというのは納期限月、6月、8月、10月にも窓口を開設し、夜間皆さんが来れるようにしたりとか相談窓口を設けたりしているのです。あと、スマートフォン決済も森町も取り組むかもしれないのですけれども、それも種類が多い。いろんな人がいろんなふうに、どこでも納税できるように環境を整えてあげるといっても必要だと思います。あと、クレジット決済などを行っているところもあります。

こういうことを踏まえて、やはり収納率向上対策本部をつくり、町全体で取り組み、滞納整理に年度計画と目標値、ただ漠然とやっていたら今までと同じだと思うのです。収納率を上げるとか、それが数字で見えているということが大事だと思います。税負担の公平性の観点から、それを踏まえて納税しやすい環境をつくってあげた上で税負担の公平性の観点からも行政サービスの制限措置の一本化が必要だと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

齊藤議員おっしゃった収納率向上対策本部、名称はどのようになるかは別として、将来的にそのような町内の担当課をまたがる、そのような対策会議というのは必要になってくるのかなと私は考えております。

以前、森町債権管理調整会議というものが平成30年までございましたけれども、平成30年で廃止になっております。なかなか担当課の抱える債権に関して、情報共有もそうですし、納税に対する、回収に対する知識の向上、そういったものが各担当課によっては異なるレベルで認識をされている。そういったものもまずは統合して、皆さんで勉強会なり知識の向上をまずは図って体制を整えて、そちらを下地として組織化を図っていく必要があるのかなと私は考えております。

そういった中で、議員おっしゃるとおり数値をはっきり出して、それを目標値として取り組んでいくというのは本当にいいことであるし、必要なことであると考えております。どちらかという、税に対する専門知識というのがやはり課によってはいろいろとばらつきのある中で、どうしても税務課のほうに頼りがちといえますか、皆さん、いろいろな点で税務課のほうにこの負担が大きくなってしまおうという、そういったところも正直ございます。ですから、今後は各課で抱えるそういう債権に関しては、しっかり各課で責任を持

って対策を講じて、数値化して逐一町長、副町長なりに懸案事項説明でも構いませんし、そういった機会を通じて報告していただきながら対策を進めていきたいと、そのように考えております。

そして、条例の一本化という話でございますが、こちらも当初一本化に向けて私どもも検討してまいりました。先ほどと答弁重なる部分もあるのですが、各担当課で抱えているそういった債権ありますね、その債権に対する法的な解釈ですとか、その改修に関する手法を、まずは一度情報共有して、これに関しても非常にばらつきがありまして、法令との整合性ですとか、そういったものを整理するのに結構時間を要するところでもあります。その辺をしっかりと解決させていただいて、将来的には一本化というところで進めさせていただきたいと考えておりますが、まずはしっかりと運用できる法律として制定できるように、制定した後に、実際制定したはいいけれども、なかなか運用しづらいものになってしまうとなりますと、その後にごく事務手続等でやはり二重、三重の手間がかかります。ですから、その辺はしっかりと担当課と情報共有して、新しい条例の制定に向けて検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

町長、将来的にというのはいつのことを目指して言っているのでしょうか。現在令和2年度の決算では、町税の収納未済額は4億5,000万円です。不納欠損額は4,000万円です。今はふるさと納税が、先ほどほかの方の答弁にもありましたけれども、ふるさと納税の財源があるからいいということにはならないと思うのです。この先行政サービスの低下や町の存続にも関わる大事なことで、そんなに悠長に先送りしていいのでしょうか。どんどんこれがそのまま膨らんでいくというか、膨らむかどうかは分かりませんが、この状態が続いていくということは、町にとって本当によくはないことだと思います。例えば国民健康保険などは、収入未済額が約2億円、不納欠損が1,000万円です。納税している人により一層の負担がかかって生じているということなのです。これを将来的に必要なようになってくるということでは済まされない。各課では駄目だと思うのです。やはり条例も一本化、そしてその案件も皆さんで共有して、これ真剣に取り組んでいかないと。というのは、ここでまた伸びると、先ほどもほかの議員も言っていましたけれども、使用料とかの未納がかなりあるのです。それも見過ごしていくということ、そして不納欠損につながっていくということ。不納欠損をなくさなければならないと思うのです。例えば99.何%とかの市町村でホームページで不納欠損と検索しても出てこないのです。該当することがありません。滞納者と出しても出てこないのです。そういう町がきちっとできる、ほかの町はできているし、その一本化でももう既に条例をつくっているところがたくさんあります。もちろんこの町が納税率が高くて、そんなものは必要ないのであれば、全然そんなのは急ぐ必要もないし、つくる必要もないかもしれない。でも、この町は本当に全道でもワースト6位と

いう、この結果をもって将来必要になるかと思うから、今は勉強していますではもう遅いと思うのです。ふるさと納税頑張っ、そこからお金を引っ張ってくるから大丈夫ですよ、それでいいのでしょうか。本当に町としてそれが取るべき姿だと私は思えないのです。使用料の未納とか、そういうこともここで今までの考え方をきちっと変えて、町の職員も変わり、森町の町民も変わっていかなければ、こういう問題が全然解決にもならないし、再発防止にもならないと思うのです。本当に将来この町を豊かないい町にしていこうというのであれば、きちっと税を納めていただいて、それでよい行政サービスをする。私は、取立てと言ったら言葉が悪いかもしれないのですけれども、差押えとか、そうしたことは経験はないです。こんな嫌な仕事はないと、私はやったことないので分からないのですけれども、嫌な仕事はないのだらうなと思います。職員もやりたくてやるような仕事ではないのです。きちっと税を納めてくれれば、こんな仕事はないのです。多分99.9%ぐらいの町では、こういう仕事を行っているということがほとんどない。では、職員は何をするかという、納税困難な人に親身になって相談に乗って納税計画を立てて、納税をしていただく、そしてよりよい行政サービスをするために仕事に邁進できるのです。それは、やはり町で一つの考え方を共有してやっていくしかないと思うのです。基本方針を設定し、抜本的な改革に取り組むときだと思えますけれども、町長に再度お伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

齊藤議員おっしゃるとおり、納税意識の向上、そして職員のそういった事務作業に係る責任感というか、そういう知識の向上もしっかりと行っていく、非常に大切なことであるということは重々承知しております。

先ほど答弁でしっかりと話しできればよかったのかなと思うのですが、一本化の条例につきましては、令和4年度をめぐりに検討といたしますか、制定をする方向で検討しておりますので、その辺は先延ばしというところではございませんので、そこは何とぞご理解いただければなというふうに思っております。

やはり先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、当然議員おっしゃるとおり、担当課の壁なく、みんなでそういった情報共有をしっかりと行って、各それぞれの担当課に係る債権に関してはそれぞれが責任を持って回収なり対応をしていくと、そのような方向性で考えております。将来的には、担当、そういう会議体というものも私は必要になるのかなと感じておりますので、条例制定と併せまして、しっかりとその辺も引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町税等の収納率向上対策についてを終わります。

以上で議席15番、齊藤優香君の質問は終わりました。

次に、森町におけるナッジ理論の活用について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

森町におけるナッジ理論の活用についてということで質問いたします。ナッジ理論は、2017年にノーベル経済学賞を受賞し、人間の行動を心理学、経済学の側面から研究する行動経済学の第一人者でもあるリチャード・セイラー教授によって理論化され、世界中で注目を集めております。

ナッジ理論は、人は感情で動くという観点から、経済活動を体系的に組み立てた学問、行動経済学の理論の一つであり、ナッジのもともとの意味はひじで軽く突くという意味で、ちょっとしたきっかけで相手によりよい選択を促すための理論であります。

現在中央省庁や地方自治体でナッジ理論の活用が注目を集めており、ナッジ理論を活用することで、選択の余地を残しながらも、相手が自発的によりよい選択をするように導くことができ、少しの工夫で実践でき、コストをかけずに成果を上げるアプローチであるため、補助金や税制、規則といった従来の政策手法に代わる第4の政策手法として公共政策において活用が期待されておるところであります。

そして、町職員が町民や社会にとって真に効果的な行政サービスの提供をミッションにしていることから、ナッジ理論の活用が職員の専門性を高め、イノベーションを実践し、やりがいやわくわく感を感じるようになり、職員の働き方や意識の変革にもつながるとされています。

そこで、森町におけるナッジ理論の活用を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、現在森町のナッジ理論の具体的な活用状況があればお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ナッジ理論とは、公共政策においては人々が選択し、意思決定する際の環境を行動科学の知見を用いてデザインし、それにより行動をデザインすることを通じて、人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的に取れるように手助けする政策手法とされております。

今回松田議員より森町でもナッジ理論の活用の推進をしてはいかがかというご提案ですが、ナッジ理論を実施するに当たっては望ましい選択肢をデフォルトにする、面倒な要因をなくす、メッセージをシンプルにする、注意を引くなど、大きなコストを伴わず、日常的に実践することができることが多いため、現状におきましても通知文章や広報活動などにおいてできるだけシンプルで分かりやすく、効果的な内容となるよう、都度改善を行ってきておりますが、今後もさらに効果的な方法を検討しながら、森町においてもナッジ理論の活用、推進を図ってまいりたいと考えております。

また、森町における具体的なナッジ理論の活用状況ですが、代表的な事例といたしましては国民健康保険における特定健診の受診率の向上を図るため、ナッジ理論及びソーシャ

ルマーケティング手法を活用し、勸奨対象者の特性に合わせた受診勸奨案内を作成することにより、一人でも多くの方に特定健診を受診していただけるような取組を行っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） そもそもこのナッジ理論というのが皆さん方というか、町長も含めてご存じだったのかなど、言葉自体が。行動経済学という言葉自体、そんなに一般的ではないのだと思っています。それで、私はたまたまあるいろんな組織の会合の中でそういうセミナーをやるといって、最初聞いたナッジ理論、何なのかと分からなかったのが私の正直なところなんです。

そんなことでいろいろ調べる中で、なるほどなど。いろんな書籍、資料を読んでいると、もろ心理学なわけです。たまたま私自身が学生時代、心理学を専攻していたものですから、ほとんどその中身の話をしているという印象を持ちました。

ただ、それが現在に当てはめて相当変わっている部分、研究が進んでいますので、そういう点では今後活用していくと、町長、先ほど今後活用していくという考えがあるようなので、ただ最近の動きの中で、新しい学問の中でなっているわけです。そして、次々にいろんな知見が、実験とかが行われている中で進められていると。各自治体なんかで、横浜なんかが一番、もともとは日本においては環境省が最初にナッジの研究というか、行動経済学を取り入れたグループというか、そういうのをつくりながら勉強しているわけです。

そして、今回北海道の中でもそういう動きがある中でたまたまそういうセミナーがあって、その中でお誘いを受けながらその話を聞く機会を今回得たわけですが、具体的に言うとなかなかみんな分からないと思います。それで、本当は一番手っ取り早いのは、それぞれの人たちの本出ています。これが一番分かりやすいのだと思います、行動経済学の本が。その辺の本とか、あと岩波新書でも出ていますけれども、そういうような活用をしながらそれぞれ勉強して活用していくということが私はこれからの森町のいろんな行政の活動において必要になってくるというふうに思っています。

とりわけ、先ほど前の斉藤議員のほうから税の徴収率の問題の話が出ていましたが、言葉一つでがらっと変わるということなのです。私、今回なぜこういうことを思ったかというと、畑かんの問題、それと下水道の負担金の問題が出てきていまして、その中でどういう催告をしていたのかなど思っていました。そして、その資料をもらって話を聞くところによると、農林課のほうは既に言葉を1つ入れただけで収納が増えたという経験があるわけです。だから、そういう理論を知らなくても、いろんな形で各課でやられているのはあると思います。そういう中で、どんどん進めていくということが大事だと思っているので

す。

それと、もう一つは、税務課のほうに話をすると、私の印象としては何もそういうことというのは一切ないわけです。書かれていない、催告の文を見ても。会計指摘文書しかなくて、その中で幾ら進めても収納率って上がらないのではないかと私は思っています。実際にそういう実験を行われていまして、各いろんな書き方によって収納率が上がっているという形になっています。だから、ぜひともそういう形で各課のあれを取り入れる中でやっていただきたいと思っていますが、それで具体的に先ほどがん検診の話だと思うのですが、それは厚労省で既にナッジ理論を使った例と、いろんなパンフレットを出して、それを使った形でやっていると思います。そのほかに、今回このナッジ理論というのを出す上で各課にこういう私が一般質問を出したことの案内というのはされているのでしょうか。その上で、どういうのがあったかどうかというのを上げてもらっているのかどうか。それを再質問の中でしたいと思えます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回のナッジ理論という言葉に関しましては、正直な話、直接ナッジ理論という言葉自体は私も頭の中にはありませんでした。ただ、前の職業のときに、非常に消費者心理といえますか、心理学のほうで商品をどのように売るかですとか、どういったところに置くかとか、どういったときにこういうものをお客さんが取りやすいとか、ナッジ理論を活用された、そういった手法というのが非常に多くありました。振り返ってみると、やはり松田議員おっしゃるとおり、この世の中にいろいろなところでそれが活用されていて、非常に物事がスムーズに行くように、そして時には、言い方も悪いのですけれども、うまくいい方向に人々を誘導できる、そういったようなものとして活用されている事例というのが非常に多くあるのだなというふうに今回改めて思わせていただきました。

そして、今回議員より質問いただいたときに、各それぞれ担当課からといいますか、主立って活用されている事例というのが、今質問にもありましたとおり健診と、あと納税のほうでもそういった知識といいますか、その辺は持っているというところを聞かせていただいております。今すごくいい機会だなと私も思いますので、改めてこのナッジ理論を活用してスムーズにいろんなものを運ぶために仕組みとして採用されているものというのを一旦全て洗ってみて、もっともっとうまいうところに活用できれば、足りないところにはもっとナッジ理論を活用して見直すべきところは見直してみるというところをやってみてもいいのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、有効的な理論であるし、今後も様々なところで活用していけると考えておりますので、前向きにその辺は全課、担当課とお話をさせていただいて、いろいろと検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○14番（松田兼宗君） 3問目は簡単に再質問したいのですが、やると言っ、すごく前向きに考えていただいて、この森町の役場が進歩していくのかと新たにすごく力強さを感じたわけですが、やるのはいいのですが、では具体的にどこが中心になるのか。各課、本当は現場サイドのほうが一番なのですが、要するに勉強会から始めなければならないとすれば、今回当然総務課が中心になってそういう勉強会なり、いろんなデータを集めたり、各課に配分するという形になるのでしょうか、どうなのですか。各課なのか、どういう組織立てて、今突然の話なので、大体やり方としては各課長集めて会合開いて、そういう勉強会をやるという形が多いのだとは思いますが、その辺どうなのでしょう。過去にも照らし合わせて同じ手法を取るのか、それとも新たに今回に関しては別な形を取るとい考えがとおりになるのかどうかだけ聞いて終わりたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回松田議員に対する答弁を作成させていただく際に、いろいろな情報を集めましたのは総務課が音頭を取って集めました。ひとまず今回このようなご質問をいただきまして、ナッジ理論の活用事例というのをまずは各課から収集させていただきまして、まずは何か推進組織というものをつくるというよりは、課長会議等で情報共有させていただいて、もっともっと専門的な知識をそこで必要とする状況が多分求められてくると思いますので、いろいろな研修会等々を行っていければなと考えております。今この場でこういった体制でということまでは言及できませんけれども、いい機会ですので、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町におけるナッジ理論の活用についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、森町内の一部畑地の崩落について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

森町内の一部畑地の崩落について。森町内において、蛸谷地区から石倉地区にかけての

限られたエリアでの大雨で避難指示が出され、また木古内町を襲った記録的な豪雨と雹はつい先日のことであり、気候変動が原因と思われる自然災害は今後ますます増えることが予想されます。

近年の集中的な多雨によると思われる森町内の畑地の一部崩落が拡大しています。三岱の民有地、尾白内の町有地、姫川の町有農地の一部があります。このまま放置すれば崩落や流亡は毎年拡大していきます。復旧には相当額の経費が必要となります。今後この崩落地の復旧対策をどのように考えておられるか伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町内においても気候変動が要因と思われる災害は増加することが予想されます。局地的な集中豪雨による影響は、本町においても顕著に現れてきています。これまで大雨等により被害を受け、農地等の一部が崩落してきた三岱民有地、J Rが運休するなど、大量の土砂を排出し、影響をもたらしてきた尾白内町有地、農道流末の影響によりり面の一部が崩壊し、農地の一部も流出している姫川共有農地につきましては、その都度関係機関立会いの下、現地確認などを行い、災害復旧対策、農地保全対策、治山対策など、様々な検討がなされてきました。平成30年度には、尾白内町有地の一部を利用者から返還していただき、調整池を整備し、J R函館本線及び白川地区の土砂流出問題の解消に努めてきました。姫川共有農地と三岱民有地につきましては、関係機関とのヒアリングを行い、事業実施に向けた検討を行ってまいりましたが、多額の事業費を要し、また対応可能な事業についてもガイドラインに従い、地元負担及び個人負担が伴うことから、経済比較等、総合的に判断しなければならないと考えております。

今後におきましても、現状の注視はもちろんのこと、様々な観点から対応策の検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 現場を町長御覧になったとは思いますが、三岱につきましては崩落前の原状に復旧させるということは、まず不可能だというように私は思います。一番大きなところも御覧になったかと思いますが、これは恐らく不可能であろうというふうに思います。恐らく何億円かかるか分からないような、そういった大きな事業になろうと思いますし、まして民有地でございますから、いきなり町で手をつけてどうこうするという話にはもちろんなっていないかと思いますが、ただ放置はできないという状況になろうかと思うのです。ここ何年か、私毎年あそこへ行って見たりするのですけれども、毎年恐らく2メートルぐらいですか、浸食されていっています。まずは、その浸食をどうやって止めるかということになってこようかと思うのです。今申し上げましたように、崩

落前の形に戻すというのは、まず不可能だと思います。それだけの技術と金ももちろんないと思いますし、町の単費でやろうなんていうことは全く不可能な状況だと思いますので、そこら辺をどうしていくかという話になってこようかと思うのです。そういった意味で申し上げますと、まずは三岱についても尾白内についても姫川についても、これ以上崩落が進まないようにするためにはどうするかということをもまずは考えていかなければならないことだろうというふうに思っているところなのです。

尾白内の町有地につきましては、昭和50年代の一番後半だと思いますけれども、畑かん事業が始まったときに事業の目標面積を確保するためにあの地域を畑地造成をやったという経緯がございまして、目標達成のためのあれは施策であったというふうに思います。そして、何年前でしょうか、土砂の流出があって、JRの線路まで流れてJRが止まったという経過がございました。そういったことが何回かございまして、今は一部返還をされて姫川の町有地に移っていただいたという経緯がございました。それで、毎年豪雨対策と称して、水ための補助をつくったりため池状態にしたりというようなことをやっているわけでございますけれども、これは毎年毎年やらなければならないような事業に実はなっております。特に農地の一番下流といいますか、下の部分の畑がそうやってやられるわけですが、その上のほうを借りていらっしゃる方がまだいらっしゃいますので、いきなり町で何かの施策をやるということには当然なくなっていきません。私の個人的な考えとしましては、今の崩落状態をとにかくどうやったら止めれるかということに目標を置いていかなければならないと、こんなふうに実は思っているのです。そのためにどうするかということでございますけれども、やはり先人の知恵といいたいでしょうか、やっぱりそういった緩衝地帯を設けるという意味では、その近くを原野化するか山林の状態に戻すとか、そういった施策をやっつかないと、絶対にこの土地の崩落だとか流亡というのは止まらないことだというふうに思っているのです。そういった私は考えを持っていますけれども、町長の具体的なお考えはどういうものがあるかということをお聞かせ願いたい、こんなふうに思う。

それから、先ほどから申し上げましたように、町の単費事業でやったりとか、これはまず不可能でございますから、私はそう思っているのです。不可能だと思うのです。とにかく1億円や3億円あったって、これはどうしようもない金だと思うので、それぐらいの大きな事業になっていくと思いますので、やはり国土の保全とか農地の保全というのは、単にそこを使用している農家の方とか町に与えられた仕事だけではなくて、やっぱり国として管理していただかなければならないという面があると思いますので、事業をこれから例えば組み立てていただく場合も、そういった方向というのか方針というのか、そこにやっぱり目を向けていかなければならないことだろうというふうに思っているのです。だか

ら、まずは止めるということを先に考えて、今後どういった方向に持っていくかということのを改めてお聞きしたい。といいますのは、これだけ人口が減少していきまますし、現在農地を管理している農家の方々もだんだん高齢化していく、そして後継者がいないという時代になってまいりましたので、本当に具体的な方策を決めて、早急にこれは取り組んでいかなければならない問題だというふうに思っているのです。ですから、そこら辺の考えをもう一度お聞かせ願いたいと、こんなふうに思うのです。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町長就任後、今回ご質問いただいたそれぞれの崩落場所、実際現地に副町長とともに行って、この目で見てきました。確かに本当に毎年毎年ちよつとずつ崩落の規模といいますか、だんだん、だんだん大きくなっていっているというのが現状でございます、それを復旧する費用に関しましても、やはり毎年毎年その都度大きくなってきているわけですから、費用も莫大に膨れ上がっていっているということが現実なのかなと思っています。

宮本議員おっしゃるとおり、そこを多額の費用を投じて元に埋め戻すというのは本当に現実的ではないなというふうに正直感じました。それをこれ以上崩落しないようにするのが一番の策ではないのかと、宮本議員のご指摘がございました。その点は、本当にこれ以上崩落させないことと、そしてその近くでお仕事をされている方々の安全性といいますか、そういったことの担保もしっかりと行っていかなければならないのかなというふうに考えております。どういった方法が提起するのかということは、今後も担当課と、あと専門家といいますか、そういう方々のご意見も聞きながら早急に検討していかなければならないのかなと思っています。

本当に電牧といいますか、それが張らさっている際のところまでも崩落が来ていて、その電牧の棒も倒れかかっているというような状況でございました。まずは、しっかりとそこを利用している農業者の方と情報共有して、今ドローンとかありますので、もっともつと目視で現状を確認して使っている方と情報共有して、まずは安全性をしっかりと担保していきたいなというふうに考えております。

なかなか長きにわたるこういう状況というものを放置、これ以上してはならないというところは私も感じておりますので、どういった方法が適しているのか、これ以上崩落を進めないためにはどのような方法がいいのかということは早急に担当課とともに調査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○10番（宮本秀逸君） すぐ担当課と取り組んでいただくというお話いただきましたので、ぜひやっていただきたいと思うのですが、くどいようでございますけれども、三岱につい

ては一番ひどいところをぜひ早く御覧になっていただきたいと思うのですが、1年で2メートルくらいは浸食されますので、電牧線が宙に浮いている状態なのです。それは、去年までは大丈夫であった。ところが、今年はまだ2メートルも浸食してしまったみたいなことになってまいりました。それくらい急速に進んでまいります。そして、畑の造り方とか、これは造っていらっしゃる方を非難するわけではないのですけれども、畑の造り方とか形状によりまして、どうしてもそこに水が流れていってしまうという状況にもなってまいりますので、そこら辺をどうするかということを考えて、本当に早急にこれ以上浸食させないぞという手を尽くしていかないと、どこまでも進んでいくと思うのです。

今町長おっしゃいましたように、原状復旧というのは本当に難しいことでございますから、そこまでは考えないで、どうやったら止めれるかということに重点を置いていただきたいと思えますし、それから尾白内の町有地につきましては最初に申し上げましたように畑かんの事業として町で、あそこ約20町ぐらいあるのですか。開発して畑地造りをして、そこに畑かんの水を入れたということがございました。要は、それによって災害が起きるということは、これは天災ではなくて人災という部分もあろうかと思うのです。もちろん岡嶋町長に責任があるわけではないのですけれども、そういった流れの中でやってきておりますので、どういう施策が一番妥当なのかということを実際に近々に検討していただいて、早手を打っていただきたいと思えます。

そしてできれば、これは私の勝手な考えですが、今造っていらっしゃる方が耕作をやる権利が終了するときに、例えばまた町でそこは引き取って原野化するとか、そういった方向が一番ベターなのかなと、私は今個人的にそういうふうに思っているのです。そこら辺をぜひ検討していただきたいと思えますので、すぐ取り組んでいただくという決意をもう一度お願いしたいと思えます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に早急に崩落を止めなければならないというふうに考えております。今宮本議員からお伝えいただきました様々な手法といいますか、原野化ですとか、農地を返していただいて、そういったものに戻していくとかということもしっかりと検討して対応していきたいと思っております。まずは、そこで作業される方の安全性というところもしっかりと担保しながら、担当課とともに進めさせていただきたいと思えます。引き続きそちらの現場確認に関しましては担当課もしっかりと細かく確認させていただいて、私たちとも情報共有ですので、あそこを使っている方々ともしっかりと情報共有させてもらいながら現状確認と対策について検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町内の一部畑地の崩落についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、児童発達支援の現状について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

児童発達支援の現状についてです。少子高齢化は全国的な問題として取り沙汰されて子供の出生率は減少傾向にあります。厚生労働省の資料によると発達支援が必要となる児童数は増加傾向にあり、支援を行う施設の利用者も同様に増加しております。増加の原因としては、発達のおまづきや偏りに対する診断基準が変更され、これまでは問題とみなされなかった軽症例も診断できるようになったことや、発達支援に対する知識が一般に広く知れ渡ることによって家族の気づきが高まったこと、また様々なストレスなどの環境的要因が起因しているとの分析がされておりますが、両親の気持ちになれば発達支援の有無にかかわらず愛する我が子であり、安心、安全な社会環境、教育環境の下で子育てをしたいと思うことは当然のことです。

森町には旧姫川小学校校舎を活用して発達支援事業センターあいいいクラブが設置され、支援の必要な子供たちが持つ力を十分に発揮し、自分らしい生活が送れるような様々な応援と取組を行っております。また、子供たちの心や体の発達についての相談窓口を開設しており、悩みを抱えた両親の一助となる施設として運営しておりますが、森町という自治体規模で行われる児童発達支援事業のリミテーションなのか、より個々に寄り添った療育が求められるケースもあり、町外の支援施設へ通所されている方がおられるのも事実です。

支援が必要となる子供たちは少数なのかもしれませんが、両親を含めて私たちには分からない困難や不安を抱えていると思います。しかし、その特性から私たちの思いつかないアイデアや彩りで森町を照らしているのも事実であり、何よりも笑顔あふれる家庭の中心的存在であります。岡嶋町長の掲げる森町子育て未来予想図においても、支援の有無に限らず、全ての子供たちと両親が森町で学びたい、子育てしたいと感じていただく未来予想図を描いていると思われまますので、質問します。

1番、森町における発達支援が求められる児童数と施設の利用状況に対する町長の見解は。

2番目として、森町発達支援事業センターのより一層の機能充実を行う考えはあるか。

3番目として、町外施設で療育しなければならないケースへの町長の見解は。

以上、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目につきまして、森町における児童発達支援施設は、森町で設置しているあいいいクラブと民間2施設の3施設となっており、それぞれ定員が1日10名で、森町全体では1

日30名受入れできる状況となっております。現在の利用者は22名で、受入れできる範囲内となっております。

2点目につきまして、森町発達支援事業センターは保育所や幼稚園等に生活の主軸を置いたスポット的な支援を行っており、メリットとして個別療育や二、三人の小集団療育ができること、親子療育のため一緒に参加し、療育の様子を見てもらうことで保護者がお子さんを客観的によく知ることができること。また、保護者からの悩みや家庭の事情など、その都度聞けるため、早期相談につながるものが上げられます。ただし、スポット的な支援ということで療育時間が短い状況にあるので、療育時間の延長ができる日を設定するなど検討してまいりたいと思います。

3点目につきまして、森町ではほぼ町内の事業所で療育が可能と考えておりますが、町外には各地域からの通所希望が多く、専門的支援や長時間対応する保育型の事業所もあり、よりよい療育環境を求めて森町から町外の事業所へ通っている方がいるのも事実です。障がいの有無にかかわらず、全ての子供が共に成長できるよう、可能な限り地域の保育、教育などの支援を受けられるよう、保育所、幼稚園、保健センターや町内民間事業所と連携し、保育所等で集団生活に適応する上での支援が必要な方には専門事業所の専門員による保育所等訪問支援を行いながら児童発達支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 町営の施設としてはあいあいクラブが設置されているということで、私も利用していた方から、あいあいクラブの方は支援の必要なお子さんの両親に対しても大変親身に相談に乗ってくれて、大変頼りになる施設だというお話は聞いております。

ただ、3番目の質問の答えになるのですけれども、実際に町外へ通っている方もいらっしゃる。その町外へ通わざるを得なくなってしまったという表現のほうが正しいのかなというふうに思うのですけれども、本来であれば町内の施設で十分な支援を行える療育が可能であれば、多分町外へ通わないと思うのです、そのお子さんも。両親も町内にぜひ通わせたいというふうに思うと思うのですけれども、様々な理由があって、今ほど町長からもありましたけれども、療育の時間が長く取れるとか、その他いろんな、あと支援のランクというのですか、支援の程度によっては町外施設に行かなければならないというような事案もあるのかなというふうに思います。そういった中で、森町のあいあいクラブのほうの機能をより充実させることによって町外へ通う。町外に通うというのはもちろん時間もかかりますし、多分ご両親が自ら送迎していると思うのです。そうすると、また時間もたくさんかかってしまうのかなと。そういうご不便をおかけさせないためにも、町内の施設のより一層の充実というのが求められるのではないかなというふうに思って、今回こうい

う質問させてもらったという経緯があります。

それで、改めてなのですけれども、今私が話したように、例えばより長い時間を療育してもらいたいのですとか、そういう支援の種類といいますか、そういうものをより充実させて、町外に行かなくてもいいような森町の施設を今後構築する必要があるのではというふうに強く思いますので、そこをまず1点再質問させてください。

そして、先ほどの同僚議員の質問の中でもありましたけれども、やはりご両親は皆さん森町で学びたい、学ばせたい、そして大きくなったら森町で働きたいというふうに思っていると思うのです。町長の掲げる子育て未来予想図、こちらも大変一般の、健全と支援の必要な方というふうに余り分けたくはないのですけれども、健全の方だけではないと思うのです。町長の掲げた未来予想図の中では、もちろん支援の必要な子供たちの未来も予想されていると思うのです。そういったところ、町長の未来予想図の支援の一つとして今回10万円の支援金を行われましたけれども、今後こういったケースの支援が必要な子供たちの未来予想図として何か考えているところがあればお聞かせ願いたい。これが再質問の2つ目。

3つ目、先ほど町長の答弁されましたけれども、今回のこの答弁を作成するに当たって、どこの担当の課と打合せをしたのか、そこを教えてもらえればと思います。お願いします。
○町長（岡嶋康輔君） お答えさせていただきます。

今回河野議員からの一般質問に対する直接の答弁に関しましては、保健福祉課と話をし、いろいろと考えさせていただきました。常日頃、先ほどの答弁にもございますとおり、新たな森町のそういった保育所の建設計画ですとかございます中で、やはり子育ての環境をもっともっと広く深くしていかなければならないというところは必要であると私考えております。そんな中で、子育て支援課、そして包括支援とも、そして教育部局のほうともしっかりその辺は情報共有させていただきながら、様々な可能性を考えて今後も森町未来予想図の策定に関わる、そういった手助けをしていく施策、そういったものを打ち出していければと考えております。

当然森町未来予想図と私申しているところではありますが、森町にお住まいのご家族皆さんで子供の将来ですとか、大きくなってからこういうことをさせてあげたいとか、みんなで子供の未来、そして自分たちの生活も含めた、そういった未来を今のうちから明るいものとして想像していただきたい、そのような思いを込めて私は森町未来予想図の策定をお手伝いする、そういった施策をさせていただきたいと、町長公約の中でもお話しさせていただいております。その中では、しっかりやはり今既存のそういった保育施設ですとか学校ですとか、そういったものにとどまらず、やはりもっともっと幅広く、いろいろな支援に必要な方々もそうですし、小さい子供から高校生ぐらいまでもっともっと幅広く支援の

必要な方々もたくさんいらっしゃいますので、そういった方々をもっともっと柔軟に森町の中で対応といたしますか、学んでいただける、そして親子一緒に過ごしていただけるといったような環境整備にしっかりと私も頑張っけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

先般、町内のとある方からも悩みがあるのだという話をお聞かせいただいております。近々直接その方とお話しする機会もあります。やはり一般的ないろんなお話というのは、インターネット調べますといろいろ出てくるのですけれども、やはり町内で実際にそういう状況にあつて子育てをされているお父さん、お母さんの生の声というものを私はもっともっと聞かせていただいて、そしてそれをしっかりと施策に反映していければいいなと考えておりますので、その辺もしっかりと行っていって、今後いろいろなことを前向きに進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 今回のまず答弁書のほうは保健福祉課と協議して作られたようなのですけれども、発達支援となれば保健福祉課担当というふうにはなるのでしょうかけれども、このテーマというのは、支援といえば保健福祉なのかもしれないのですけれども、親御さんからしてみれば普通の子育て支援なのです。ですから、保健福祉のほうを担当なのかもしれないのですけれども、これからいろんな町民からの声だとか、町長も実際に現場歩いてみたりだとかというケースたくさんあると思うのです。そういうときは、保健福祉だけではなくて、これはほかの方と同じ子育て支援なのだという感覚でぜひ取り組んでほしいなというふうに思っていました。

それで、町内の施設、今よりよい機能充実という話は明確にもらえなかったのですけれども、私手元にある資料で、とある省庁の通所支援の在り方に関する検討会という資料の中で、もちろん本人の支援、本人ですね、支援を受ける子供たちの支援というものがあるのですけれども、この中に家族支援という項目もありまして、そこを紹介させてもらいたいのですけれども、家族が安心して子育てを行うことができるよう、様々な家族の負担を軽減していくための物理的及び心理的支援などが必要であろうというような記載があります。そういった中で、例えば今、今日のこの質問の中の内容を振り返りますと、町内の施設で療育されている方もいる。そして、少なからず町外の療育施設に行かざるを得ないというような形で町外に通っている方もいらっしゃるというところで、そこで町外に通っている方の物理的支援という部分に着目してお話しさせていただきたいなと思うのですけれども、そういう方々の、まず町外といたしますと多分函館市内だとか、そちらの方面にはなると思うのですけれども、大分遠距離ですので、時間的な負担だとか、送迎することによ

って、例えば家族で事業をされているような方だと、奥さんがその間就労できないとか、いろんな負担があると思うのです。その辺を、もし町として支援していく方策がないのかというふうに私も考えるようになりました。

そこで、町長に再々質問という形でお願ひしたいのですが、例えば一例を申し上げますと、就学前の子供たちという面で申しますと、濁川保育園が閉所になったときに、まだ在校していた子供たちはタクシーで送迎したのです。そういう支援をしていたかと思ひます。そう考えるときに、町外へ通わなければならないというようなケースの方々に対しては、何かしら支援ができないのかなというふうに思ひて今回のテーマについていろいろ学ばせていただきました。その辺の町長の見解を1つお願ひして、再々質問にしたいと思ひます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、先ほど答弁の中で保健福祉課とという話しさせていただきましたけれども、やはり保健福祉課もそうですし、子育て支援課、そして教育部局も一緒になって、今後もしっかりとこういった様々な課題と申しますか、教育環境を整備するために必要な事項というのはいっぱい出てくると思ひます。担当課を超えて、しっかりとワンチームになって、このような対応、対策を進めていきたいと、そのように考えております。

そして、支援の必要なお子様は当然のことなのですが、その一緒に寄り添っているお父さん、お母さんたちの生活、そういったところもしっかりケアしてあげる必要があるのではないかという話をいただきました。私も本当にそのとおりで思ひます。最近ですと、ヤングケアラーという話も新聞にも出ていまして、若くして自分のお父さん、お母さんなり、ましてやおじいちゃん、おばあちゃんなり、学校に勉強行きながら、家に帰ってくるとそういうお世話をしている、そういった方々も今本当に実態把握を北海道のほうでも進めなければならないということで、方針と申しますか、そういったことも出てきております。非常に大切な要素として私受け止めましたので、今回の事例に関しましてどういったことができるのかというところは、前向きにいろいろと検討させていただきたいと思ひるところであります。町外に通う理由がどういったものであるのかとか、そういったところもまずは聞かせていただいて、町内のそういう施設をもっともっと環境整備することでそういったことが解決できるのであれば、町外に行っていたかなくても大丈夫なようになると思ひますので、その辺の可能性も総合的に考えまして、いろいろな整備を進めていきたいと考えております。

先ほども答弁でお話しさせていただきましたが、本当に今この現実に町内でそういう環境にいるお父さん、お母さんのお話をまずは聞かせていただいて、今後の対応、対策、そして環境整備に前向きに生かしていきたいというふうに考えておりますので、その辺はご

理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 児童発達支援の現状についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（柏淵 茂君） それでは、議案第1号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。2ページを御覧ください。第3条、第5条、第5条の2、第6条の改正は、法律の改正に合わせ用語の変更と規定の整備をしようとするものです。

3ページを御覧ください。第13条の改正は、法律の改正に合わせて用語の変更をしようとするものと、第23条の改正は未就学児の被保険者均等割額の減額について規定しようとするもの及び用語の変更と規定の整備をしようとするものです。

8ページを御覧ください。第23条の2の改正は、法律の改正に合わせて用語の変更と規定の整備をしようとするものです。

9ページの附則5項、6項、10ページの附則7項、11ページの附則9項、10項、12ページの附則11項、12項、13ページの附則13項、14ページの14項、15項、15ページの附則16項の改正は、全て法律の改正に合わせて用語の変更と規定の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 今回特に改正内容として未就学児に関わる均等割の減免の部分が出ているわけですがけれども、国としてはこういう形で出されているので、未就学児の均

等割2分の1減額ということなのですからけれども、このときに町として、財政厳しい中であれなのですから、広げるという論議はなされなかったのでしょうか。その辺り1点聞かせてください。

○税務課長（柏渕 茂君） お答えいたします。

あくまでもこれは国の制度でございますので、町独自の制度ということではございませんので、そういう話し合いには至ってございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第2号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料2及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の施行に伴い森町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、現在出産育児一時金は条例により40万4,000円、規則で定める額1万6,000円を加算し、合計42万円を支給しております。令和4年1月1日からは、産科医療補償制度掛金の見直しにより、出産育児一時金を40万8,000円に引き上げ、規則で定める加算額を1万2,000円に引下げを行うため森町国民健康保険条例の一部改正するものです。

なお、支給額の合計については42万円に変更はありません。

施行期日につきましては、令和4年1月1日とします。

なお、施行日前に出産した場合の出産育児一時金の額につきましては、従前の例によることとします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてご説明いたします。

説明資料3を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。1点目の提案理由につきましては、町内に居住する高齢者世帯、重度心身障がい者世帯、独り親世帯等の低所得の状況にある世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図るため条例制定しようとするものです。

2点目の提案内容につきましては、毎年11月1日現在で住民基本台帳に記載されている、年度末において満70歳以上になる者のみで構成される高齢者世帯をはじめ、重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が同居する世帯や18歳未満の児童等と同居する独り親世帯等の町民税非課税世帯に対して灯油60リットル相当の暖房燃料費を助成しようとするものです。

3点目の施行期日につきましては、公布の日から施行します。

なお、令和3年度につきましては、基準日を令和4年1月1日とし、70リットル相当の暖房燃料費を助成します。

昨年度からの主な変更点としましては、時限条例から恒久条例とすること、基準日を1月1日から11月1日にすること、単身の高齢者世帯を高齢者世帯とすること。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 今回灯油が高いということで、60リッターから70リッターに増やすというのは大変いい判断して下さったなということで思っているのですが、そこでお聞きしたいのですが、第3条の第2項のところでは該当から外れるという中に（1）で生活保護を受けている世帯が入っているのです。それで、生活保護世帯については冬季加算というのがされるわけなのですが、この灯油、今高騰でということでは森は60から70にしたということなのなのですが、生活保護の冬季加算もそういう配慮がされているのでしょうか。もしされていないとすれば、冬季加算が変わらないのであれば、少なくとも森でプラスする、60から70になったという10リッターの部分だけにしかならないのかも分からないのですが、生活保護世帯もその対象にするべきではないかなというふうに思ったものですから、生活保護の部分の冬季加算がこの灯油高騰の中でそういう配慮があればいいのですが、その辺りお聞きします。

○住民生活課長（金丸義樹君） お答えいたします。

生活保護世帯につきましての冬季加算についてはございません。変更はございません。以上です。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

この対象世帯を設定した理由につきましては、北海道の地域づくり総合交付金というものを活用して実施しております。その中で生活保護世帯を除くということになっておりますので、こちらのほうについては生活保護世帯を除くという形にしておりまして、渡島管内、ほぼそういう形になっているかというふうに思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） もちろん道からの補助金あるのは十分分かっているのですが、町の持ち出しのほうが多いですよ、実際的に。道のほうは60万円でしたか、かなり限定されているということであるし、70リッターにするというのは町の判断で行われるわけなので、その部分も灯油が高騰しているからということで加算するのであれば、そういう配慮というのが町の独自の判断としてぜひしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

今生活保護世帯のお話もありましたけれども、それ以外に今年の灯油が高くなったことによつて助成対象になっていない世帯についても、かなり影響が大きいのかなというふうに思っております。先ほど言った冬季加算が少しでも出ているということで、ほかの全く出していない世帯との比較も出てきますので、余り差をつけられないというか、生活保護だけに出すということになると、またほかの対象になっていない世帯に支給できないという部分はありますので、制度的に加算もらっているということでご理解いただきたいというふうに思います。

○9番（河野文彦君） 今回60リットルが70リットルになるというところで、プラス10リ

ットル、2割弱の増なのかなと思うのですけれども、私のイメージなのですから、去年、おとしあたりから見ると灯油が約倍になっているかと思うのですけれども、今回70リットルプラス10リットルになった理由。なぜ10リットルという数字が出てきたかというところを教えてください。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

新聞報道にもあったのですけれども、この灯油が110円台になったのが2008年、平成20年以來の13年ぶりということです。そのときの森町の福祉灯油の条例上では50リットル支給という形になっております。その後、一旦灯油価格が下がったりだとか、上がったときには60リットルに変えて、また下がっているのですけれども、60リットルを継続しているというような形になっております。先ほど議員のほうからもありましたけれども、去年に比べたら金額的に負担は大きいのかなというふうに思いますけれども、平成20年に比べればそんなに変わらないということで、そのときも50リットルということで、そのときに比べると20リットルアップしているということでご理解いただきたいのと、あと今までは単身の高齢者世帯ということで限定しておりましたけれども、今回は高齢者世帯ということで、支給できる範囲も広げておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 以前よりは支援の幅が広がっているというところは私も理解はしているのですけれども、何分道南地域といえども暖房の必要な時期といえ、半年まではいかないかもわからないのですけれども、やや5か月ぐらいあるのかなという中で、この灯油というのは本当に生きるか死ぬかに関わるような、生活、命を支える物資と言っても過言ではないのかなと思う中で、もう少し支援の幅を広げてもいいのではないかなというふうに思ったものですから、もしよろしければ町長から、今の件ですと課長よりもやっぱり町長の考えのほうが重要だし、反映されるのかなと思うので、もし可能であれば町長から、もっと支援が必要なのではないですかという私からの質問に対してのご答弁をいただけたらと思うのですけれども、お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

昨今の灯油価格の上昇に関しましては、単身世帯の高齢者の方々ですとか、非常に負担が増えているというところは私も現状理解しているところでございます。

先ほど担当課長より説明させていただきましたが、そちらの単価的に量を増やすのか、対象世帯の幅を広げるのかというところで結構議論させていただきました。どちらかというところ、なるべく範囲を広げて、量も増やすというところで今回の数量と、プラス対象者というところで決定させていただきましたので、多ければ多いほど、幅広ければ広いほど私もいいと思うのですけれども、その点は何分財政の面もございまして、そこは何とぞ今回このようところで決定したというところでご理解いただきたいというふうに考えております。

それとあと、今後本当にいろいろまだコロナの状況というところも鑑みまして、冬とい

うところとは関係ないのかもしれないのですけれども、そういう町内の需要喚起ですとか、いろいろな経済対策で多方面からご支援を町民の方々にはしていく必要もあると感じておりますので、その辺は幅広い施策の一つとして今回の灯油の対象、そして量の増額というところは捉えてご理解いただければなというふうに感じておりますので、その辺はぜひともご理解いただきたいと思います。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） お聞きしたいのですが、ここで高齢者世帯と書いていますね。私、高齢者世帯という表現使うということは、65歳以上かなと思ったのです。ところが、これ70で、財源の問題が関わってきているのか分からないのですが、お金がないのは分かっている。でも、こういう制度をやるときには、ひとしくやはりその恩恵に授かりますよという私は政策が必要だと思えます。その点でいけば、今ここで提案していますから、急に65歳以上にしなさいよと言っても無理な話でしょう。財源も皆違うわけだから。それで、ぜひ町長に考えていただきたいのは、高齢者世帯となれば65歳なのです。それで、今、年金と言っても65歳から70歳まで皆さん仕事して、年金支給が70以降ならまだ考え方変わります、私自身も。でも、65からでしょう、年金支給の基本は。ですから、そういうことを考えたら、ぜひ高齢者世帯と組む場合には65歳以上の人たちを対象にしてあげたらいいのではないかなと思うのですが、その辺お考えをお願いしたい。別に町長でなくてもいいのだよ。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

堀合議員の言ったとおり、高齢者世帯、高齢者というと65歳以上という形がほとんどだというふうに思っております。町内の高齢者、65歳以上の高齢者率もどんと上がってきて、40%近くなっているということで、対象をそこまで広げると経費的にも非常に大きいということになります。財源等のこともありますし、今回世帯ということで範囲も広げたということで、一気にそこまで広げるのは難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 子育てには相当お金突っ込んでいますよね。実際高齢者というと、だから年寄り向けにどうなのだとされると、残念ながら年寄り向けなのです、私も年寄りだけれども。だから、私によこせと言っているのではないです。年寄りの町民に占める割合だってどんどん増えてきているわけでしょう。だから、その辺のところを見てあげないと、高齢者いじけてしまいます。若い人だけこうだと。だから、その辺のところをこれから岡嶋町長はさじかげんを見て、ぜひ町政を進めていただきたい。

それと、もう一点聞きたいのは、非課税世帯でしょう。70歳以上だけではないのだ。非課税者でないと、これは当たらないわけですね。非課税者と非課税でない人の違いってどのぐらい、どういうふうに考えていますか、皆さん。非課税者は灯油の値上がりで大変だと。課税されている人は大変ではないのだろうか。大変だね。やっぱりその辺も考えると、お金ないから仕方ないか。これ以上は言いませんけれども、その辺も含めてぜひ今後、せ

っかくずっと生きてくる条例つくるわけですから、当然条例だって見直しもできるわけですから、今後そういう点も視野に入れながら考えていただきたいと思うのですが、今回のこの点、誠にいいことなのだよ。私、否定しているわけではない。それ、岡嶋町長、もし答弁できましたらよろしくお願ひしたいなど。

○町長（岡嶋康輔君） お答ひいたします。

確かに皆さん、本当にこのコロナ禍でもあり、そして灯油が高止まりしていると。様々な状況が重なっている中で本当に多くの方が生活に対して非常に苦しんでいるといひますか、非常に大変な状況であるといひるのは認識しております。

ある一定のところ、やはり区切りをつけなければならないのは、何とぞご理解いただきたい点ではあるのですけれども、いただいたご意見を前向きに検討させていただいて、まだまだ今後いろいろなことを施策として打ち出していかなければならないと思ひておりますので、その辺は全ての町民がといひるところまではなかなか言及は難しいのではあるのですけれども、より幅広い方々の生活の一助になるような、そういった施策を打っていければなといひところは前向きに考えたいと思ひます。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 岡嶋町長、そうおっしゃったので、それはそれでよしとしましよ。う。

それで、今町民の皆さんの個人に対するこいひ福祉灯油制度をつくって、皆さんに暖かい冬過ごしていただくこいひ趣旨だと思ひますけれども、実はコロナ禍も手伝って灯油の、あるいはガソリンの値段が上がって、非常に事業に支障を来していると、こいひ例も出ているのです。個人にこいひのように福祉灯油こいひ形でお渡しする。ただし、事業者に70リットルのガソリンやったからこいひって、一日ももたないぐらいだこいひ私と思ひます。その点も含めて、事業者対策こいひますか、それもやっぱり行政としては切実な課題として私は持っていたきたい、認識として。ですから、その辺の状況はもう既に耳に入っているこいひ思ひますけれども、もし入っていないければ、ぜひ役場としてもその状況を今こいひい状況下にあるかこいひのをぜひ調べていただきたい。聞き取りで結構です。ハイヤー会社もあれば運送会社もあれば、様々あるわけです。あるいは油使うこいひたら、漁業関係もある、事業として使ひますし、それから例えば温泉の関係、ホテル業界、こいひろいひ広がってくるわけです。ですから、その辺の状況をこいひやっつつかんで、できれば本当に影響があるならば、そちらにも何とこいひ助成をしてあげようこいひ、できなくても気持こいひだけ持っていたきたいこいひいふに思ひますけれども、こいひかがこいひしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答ひいたします。

事業者の支援につましましては、それぞれやはりこの原油の高騰によりまして非常に厳しい状況であるこいひいふに考えているこいひところござひます。そこら辺につましましては、これからしっかりと聞き取り等を行ひまして、このコロナの交付金のメニュー、こいひいといったものになるかこいひいものは、まだはつきり見えていないのですけれども、こいひいといった事業

者に対する支援のメニュー、そういったものがもしあった場合には、全体も見ながら、もちろん考えなければならないのですけれども、そういったことも視野に入れながら検討をさせていただきたいと、このように考えております。

○10番（宮本秀逸君） この福祉灯油に関しては、毎年町内会長宛てに地域の方々に浸透をお願いしますというような文書が必ず入ってきます。この福祉灯油の申請率といいますか、受給率というのですか、これは対象者を100とした場合にどのくらいの申請が今まであったのですか。その数字、分かる範囲で結構ですので、教えてください。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

前は単身の高齢者世帯という形だったのですけれども、その中で非課税は何人かというのは把握できなかったのですけれども、70歳以上の単身の高齢者世帯で約3割くらいの申請というふうになっておりました。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今拡大されたという話なのですが、それはいいのですが、その告知をどういう形にするかなのです。というのは、今宮本議員のほうから話あったように、私のところもそうなのですが、声かけをやってくれという案内が来るわけです、町内会長宛てに。だけれども、こっちでそんなことが分かるわけがないですよ。それなのに来るのはおかしいいつも思っているのですが、今回拡大したということを引きちと告知してもらわないと、どうしようもないですよ。最後の話だと3割しか申請出していないということになってくると、いかに告知されていないかということなのです。対象になる人に通知されていないと同じですから。その辺きちとやってほしいので、その確認だけお願いします。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほどの3割というのが70歳以上の単身世帯ということで、非課税もいるので、それよりは申請自体は多いと思います。

今回の周知の方法ですけれども、例年広報にチラシを入れて申請という形になっておりますので、そういう形を取らせていただくのと、また町内会長宛てに連絡させていただくということで、できるだけ分かりやすい方法で考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） 私も1点だけ教えてほしいのですが、第2条の6号の特定疾患の医療受給者世帯とあるのですが、先ほど課長のほうから地域づくりの交付金を財源としてこの事業をするのだということで、北海道の補助金を、交付金をあてがうのだという話なのですが、これ見ますと、国が定める疾患で云々とありまして、それで同居する世帯なのですが、この特定疾患の医療受給者証のもらっている方には北海道で指定している特定疾患というのものもあるわけなのです。いろんなことを拡大しているという中で、そういう人が何人いるのか分かりませんが、その辺りというのはどのような基準なのか。北海道の特定疾患の研究何たらの実施要綱ということになっていきますので、ここというのは

ということなのか教えていただければと思います。

○保健福祉課長（坂田明仁君） ここに該当する特定疾患については、どれというのは今日持ってきていないので、ここで答えることはできないのですが、特定疾患自体がすごい数があるという状況もあります。その中で、北海道の特定疾患研究事業の実施要綱に載っかっているものということで、今までもこういう形で掲載させていただいておりますし、今言った全体の特定疾患の受給者全員入れたほうがいいのではないかという話もありますので、その辺は道のほうの事業も使っていますので、その辺確認しながら、今年度は条例制定でこのようにさせていただいていますので、次年度以降どういうふうに取り組めるかというのも検討させていただきたいというふうに思います。

○5番（伊藤 昇君） 今課長のお話ですと、これは今条例改正しているのですよね。条例制定ですか。あくまでも今やっている話なので、これはもう決まったので、来年度というのはなかなか受け入れがたいのかなとは思いますが、それはそれとしまして、こういう特定疾患という部分で記載されていて、70リッターにするという独自の町の部分もあるわけですから、それを上乘せして、それなりに多くない世帯であれば、その辺りも検討していただければと思いますけれども、よろしくお願ひします。その辺り検討するという話だったのですが、今回の条例では検討はされないと。次年度以降、検証していきたいという話なのです。それは、課長の立場でこの条例の改正、制定というのできるのですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

この今のご質問の件ですけれども、課長が答弁したとおりでございまして、次年度以降に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願ひたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

3時40分まで休憩をします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時39分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第4号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第11回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,713万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ139億4,402万6,000円にしようとするものです。

第2条の継続費、第3条の債務負担行為、第4条の地方債の補正は、第2表、第3表、第4表にそれぞれ記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。歳入の主なものですが、款11地方交付税の3,306万9,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

次に、款13分担金及び負担金の2万2,000円は、汚泥再生処理センター建設工事施工監理等業務委託に係る鹿部町の負担金を増額計上するものです。

次に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産業使用料は、熱水供給施設使用料を減額するものです。

また、目8教育使用料では、駒ヶ岳火山観測拠点設置土地使用料を計上するものです。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金の3,117万円は、各種障害福祉サービスと地域介護福祉空間整備等施設整備事業に対する負担分をそれぞれ計上するものです。節2児童福祉費負担金の1,300万円は、障害児通所給付費に係る負担金を増額計上するものです。

目2衛生費国庫負担金の501万4,000円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金を計上するものです。

次に、12ページの項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金では、地域生活支援事業補助金として40万円を、児童手当システム改修に係る補助金として300万9,000円をそれぞれ計上しようとするものです。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金の425万7,000円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金のほか、風疹抗体検査、がん検診、予防接種記録システム改修、マイナンバー情報連携体制整備事業に係る補助金を新たに計上しようとするものです。また、節2清掃施設費補助金は、汚泥再生処理センター建設工事等に係る補助金を減額するものです。

次に、款16道支出金、項1道負担金、節1社会福祉費負担金の957万5,000円は国庫同様

各種障害者福祉サービスに係る道負担分を、節2児童福祉費負担金の650万円は障害児通所給付費に係る道負担金をそれぞれ計上するものです。

続いて、項2道補助金の95万円は、障害者の日常生活用具給付事業及び障害者社会復帰施設交通費支給事業に係る道補助金を増額補正するものです。また、福祉灯油助成券交付事業に係る地域づくり総合交付金を新たに計上するものです。

次に、14ページの款17財産収入、項1財産運用収入の7,000円は、森町中小企業特別融資利子補給費基金の運用利子を計上するものです。

続いて、項2財産売払収入では、町有林伐採売払収入と鷲ノ木小学校プールの解体により生じた鉄くずの売払収入を計上するものです。

次に、款18寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み15億円を増額しようとするものです。

次に、款19繰入金は、ふるさと応援基金からの繰入金を増額計上するものです。

次に、款21諸収入は、北海道高速自動車国道事故等対策訓練の事業費に充当しようとするものです。

次に、16ページの款22町債、目1総務債は、町有建物解体工事に係る費用に充当するものです。

また、目8教育債の減額は、スクールバス購入費の確定によるものです。

次に、18ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。なお、各費目に燃料費の増額補正がありますが、単価が上昇したことが要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。また、各科目の減額補正につきましては、事務事業の執行精査によるものが主なものとなっておりますので、説明は一部省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、役場庁舎の小破修繕料を増額計上しようとするものです。

目2人事管理費は、執行額を精査し、増額しようとするものです。

目4財産管理費、節12委託料の154万円は、PCB安定器の減容化処理作業業務委託料を計上するものです。また、節14工事請負費の150万円は、砂原地区教員住宅解体工事前調査で外壁等からアスベスト含有物が検出されたため、その除去作業費を増額補正するものです。

目7情報推進費の96万9,000円は、電柱立て替え工事に伴う町所有の光ケーブルの架け替えに係る修繕料と次期セキュリティークラウド移行に伴う設定変更手数料を計上しようとするものです。

目10定住対策費、節8旅費及び節10需用費では、地域おこし協力隊の活動内容の精査により増減補正するものです。また、節18負担金補助及び交付金では、国の制度を活用し、令和4年1月をもって任期満了により退任する地域おこし協力隊員の活動を支援するための補助金と、町内での起業等を支援するための補助金をそれぞれ計上しようとするもので

す。起業等支援補助金については資料ナンバー 4 を、活動支援補助金については資料ナンバー 5 を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の節 7 報償費、節 10 需用費の減額は、新型コロナウイルスの影響により戦没者追悼式が行われなかったため減額するものです。節 19 扶助費の 850 万円は、福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

目 3 社会福祉施設費の 51 万 5,000 円は、各海岸の小破修繕料及び通信運搬費の増額と鷺ノ木生活館とみどりヶ丘会館のテレビの購入費を計上するものです。

目 4 老人福祉総務費、節 8 負担金補助及び交付金、介護資格取得支援事業助成金の 50 万円は、今後の申請件数を見込み増額するものです。また、森町地域介護・福祉空間整備等補助金の 1,202 万円は、国庫負担金を活用し、町内 2 か所のグループホームの修繕等に補助しようとするものです。資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。また、節 19 扶助費の 6 万円は、外出支援サービス事業費を増額するものです。

次に、20 ページの目 5 障害者福祉費、節 19 扶助費の 3,940 万円は、各種障害福祉サービス利用者の増加分を計上しようとするものです。また、節 22 償還金利子及び割引料の 60 万 9,000 円は、令和 2 年度障害者総合支援事業費補助金の返還金を計上しております。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の 302 万 1,000 円は、入学・卒業祝金で使用する封筒の印刷費と児童手当システム改修費をそれぞれ計上しようとするものです。

目 2 保育所費の 122 万 9,000 円は、各保育所の小破修繕料のほか、保育施設整備予定地の測量業務委託料を計上しております。また、備品購入費では新川保育所の冷蔵庫の購入費を計上するものです。

目 3 障害児通所支援費の 2,600 万円は、利用日数、新規利用者の増加により計上するものです。

次に、22 ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 予防費の 27 万 3,000 円は、令和 2 年度の感染症予防事業等国庫補助金と母子保健衛生費国庫補助金の返還金を計上しております。

目 4 保健事業費は、国庫補助金の交付額確定により財源充当を行うものです。

目 5 保健センター管理費の 14 万 2,000 円は、保健センターの小破修繕料を計上するものです。

目 6 病院費の 743 万円は、国民健康保険病院事業会計への補助金及び出資金をそれぞれ増減補正するものです。

目 7 新型コロナウイルスワクチン接種対策費の 857 万 7,000 円は、3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上しております。節 12 委託料のワクチン接種委託料では、令和 3 年度中の接種予定者の費用を見込んだほか、事務費などを計上するものです。資料ナンバー 7 を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、項 2 清掃費、目 2 ごみ処理施設費の 100 万円は、森町一般廃棄物最終処分場の汚泥供給ポンプ修繕のほか小破修繕料を計上するものです。

目3清掃施設費は、充当財源の変更により財源内訳が変更となるものです。

次に、24ページの款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費では、新型コロナウイルスの影響によりJAカップリングパーティーが中止となったため減額するものです。

目3農業振興費は、基幹集落センターの非常灯などの修繕料を計上しております。

目4畜産業費は、新型コロナウイルスの影響によりばんば大会が中止となったため減額するものです。

目6駒ヶ岳ダム管理費の6万円は、駒ヶ岳ダム管理端末装置通信料を増額計上しようとするものです。

目8熱水利用園芸施設費、節10需用費は、熱交換施設の部材を購入しようとするものです。

目9山村振興施設管理費、節10需用費の26万9,000円は、ちやつぶ林館の貯湯タンク及びジェットポンプバルブの取替え修繕料を計上するものです。節17備品購入費の136万円は、ちやつぶ林館に現在設置している券売機が新500円硬貨に対応しないため、新たに券売機を購入しようとするものです。

続いて、項2林業費、目1林業総務費、節7報償費の24万円は、ヒグマ駆除報償費を計上しようとするものです。

続いて、26ページの目2林業振興費、節15原材料費の20万円は、地域おこし協力隊の活用原材料費を計上するものです。

続いて、項3水産業費については、砂原漁協の除雪などに係る費用を委託料から補助金に変更しようとするものです。

次に、款7商工費、目1商工業振興費の7,000円は、森町中小企業特別融資利子補給費基金積立金を計上しようとするものです。

目3ふるさと応援対策費の節7報償費から節24積立金までの総額15億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み、計上するものです。

次に、28ページの款8土木費、項2道路橋梁費の250万円は、道路維持補修に係る建設機械借り上げ料を増額しようとするものです。

続いて、項4港湾費では、港湾統計調査に係る旅費を減額し、事務用消耗品及び備品購入費を対象経費にしようとするものです。また、港湾施設の小破修繕料として50万円を計上しようとするものです。

続いて、項6住宅費の87万円は、町営住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

次に、款9消防費の旅費、消耗品費、食料費及び備品購入費については、北海道高速自動車国道事故等対策訓練に係る費用を計上するものです。また、節11役務費は、広報車及び作業車の自動車損害保険料を増額するものです。

次に、30ページの教育費、項1教育総務費、節2給料及び節4共済費は、会計年度任用職員の人件費を増額補正するものです。また、節10需用費の23万2,000円は、教員住宅の小破修繕料を計上しようとするものです。

続いて、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料では、各小学校の修繕料を計上しようとするものです。節13使用料及び賃借料の12万7,000円は、教育用情報端末のライセンス契約更新に伴い使用料を増額しようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金の75万円は、濁川小学校休校記念事業補助金を計上しようとするものです。

次に、32ページの項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料では、小学校費同様各校舎の修繕料を計上しようとするものです。また、節13使用料及び賃借料では、小学校同様に教育用情報端末のライセンス契約更新に伴い使用料を増額しようとするものです。

続いて、項4幼稚園費、目1幼稚園費、節10需用費の修繕料では、森幼稚園の小破修繕料を計上しようとするものです。

続いて、款5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の修繕料85万7,000円は、森町公民館屋上の漏水修繕及び雨漏りによる講堂中央付近の天井の点検、修繕料を計上しようとするものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

目4文化財振興費では、新型コロナウイルスの影響により日本冷凍食品発祥100プラス1周年記念式典及び祝賀会が中止になったことによりイベント委託料や会場、機械借り上げ料などの式典関連予算を減額しております。また、節18負担金補助及び交付金の161万2,000円は、記念映像DVDや記念誌作成に係る森町負担分を計上しようとするものです。

続いて、項6保健体育費、目1保健体育総務費の減額は、新型コロナウイルスの影響によりあったかさわら道南パークゴルフ大会及び外ヶ浜交流事業が中止となったため補助金をそれぞれ減額するものです。

目2体育施設費の節1報酬から節8旅費まで及び節12委託料の減額は、新型コロナウイルスの影響により森町民プール及びファミリーヘルスプラザが開館しなかったため減額するものです。また、節10需用費の修繕料では、各体育施設の小破修繕料を計上しようとするものです。

目3学校給食費、節10需用費の修繕料118万3,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

次に、34ページの下段から36ページにかけての款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。

ページ数を言って質疑してください。事項別明細書10ページからです。

○11番（檀上美緒子君） 18、19ページです。定住対策費の地域おこし協力隊の部分なのですが、起業支援補助金と活動支援補助金というのがあるのですが、起業支援は分かるのですが、活動支援というのを新たに、起業に関わっての活動なのですよ。それがセットになるというのがよく分からないのですが、その部分を説明

していただきたいと思うのです。

特に急に分かったということなのかも知れないのですけれども、卒業の年数でいけば来年で大体3年になるというのは分かっていたわけですよ、山中さんの卒業するというの。それなのに、補正でないと組めなかったという経過も含めてお聞きしたいのですが。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

ただいまのご質問につきましては、資料ナンバー5に詳細を掲載しております。質問の中身ですけれども、お答えですけれども、現在任期中の山中隊員につきましては、先ほど申し上げたとおり来年1月において退任いたします。それまで活動中でございまして、この補助金につきましては現在活動中の空き家利活用事業というものを行っておりまして、それに向けた補助金でございまして、具体的には、退任後に活動拠点といたします施設に対して整備を行うものですが、当初町の予算の整備に関しましては修繕料という項目でそこを直す予定でございましたけれども、公共施設に関しましては町の施設でありますので、町の支出の仕方では修繕料ということはかなうのですけれども、活動拠点とはいいつつ、やっぱり個人の施設ですので、そこに支出する修繕料ということはなかなか困難だという協議の中で、もちろん活動経費が年間200万円でございますので、国の特交措置の上限部分あります。その枠の中で認められています活動経費としまして、町としてそこが支出が無理であれば補助金として支援するという結論の中で今回計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） それで、だから卒業するに当たって起業費として出すというのは分かるのですけれども、同じような、いわゆるそれこそ施設公民館云々ということでの整備に関わる費用として活動費も出すというのが解せないということなのです。しかも、先ほど言ったように来年の1月で卒業するというのは初めから分かっていたのに、何で当初予算で組まなかったのだろうということも含めてよく分からないのですけれども。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

山中隊員、先ほど来申し上げたとおり来年の1月退任しますが、この任期中に最後のチャレンジとしまして、先ほど申し上げた空き家を利活用した事業を行うということを退任中にやりたいということでした。その話した中で、先ほど申し上げたとおり空き家の利活用事業に関しての支出に関して修繕するものに対しては公的なものでないもので、支出は町のほうでできないということで、新たな補助制度、活動経費を補助するというので、この補助金、途中で整備させてもらって、これに関しては来年度以降も協力隊の活動に関する部分で必要と思われるので、今回これを機に制定しながら支援していくというものでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 32、33の文化財振興費のところなのですけれども、先ほどの説明で式典がなくなったということで減額になっているのですけれども、代わって負担金補助及び交付金のところが増えているのです。これ補正だから当然なのですけれども、当初予算ではこの部分はなかったものなのです。ですから、いわゆる式典をやらなかった代わりに記念DVDとか、そういうようなものを行ったので、新たな事業として補正が必要になったというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

新たな事業ということではなくて、もともと式典の中とかで使う予定でありましたDVDですとか冊子ですね、そういうものを共催となりました日本冷凍食品協会のほうへかかった費用のうち一部を案分しまして、負担金として払うという形で今回補正させていただきたいという補正の提案となっております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今の説明でよく分からなかったのですけれども、当初から組まれていたのであれば、そのところから出す支出にはならないのですか。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

式典だとかはご存じのとおり中止というふうになりました。そのときにかかる費用ということで今回減額補正させていただいていました委託料ですとか賃借料というのがあるのですが、その辺日本冷凍食品協会と協議している中で、賃借料とかの部分に係りましては一切費用がかからないという形にはなったのですが、そのほか冊子ですとか、先ほど言ったDVDとかを作ったものというのを冷凍食品協会さんのほうで一度一括全て支払いまして、その中のうち、うちがに使わせていただいた分を案分して負担金として支払うというような形で費用の負担方法の協議が終わったものですから、今回補正させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） それで、記念誌だとかDVDとかというのは町民の目に触れる機会というものはあるのでしょうか。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

もともとそのDVDのほうにつきましては、式典の中で流したりだとかして使う予定でございました。ですので、直接町民の方にお披露目する場というのは設定してございません。ただ、冊子のほうにつきましては、先日行いました講演会のほうでもお配りしておりますので、見ていらっしゃる方と見ていない方といらっしゃると思いますが、手に触れる機会はあったのかなというふうに考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） そのDVDの部分で、今視聴する機会がないとおっしゃったのですけれども、やっぱり何らかの形で町民が見れるような場をぜひ設定するべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

もともと式典に出席予定といたしますか、ご案内させていただいておりました野村議長のほうにはお渡ししてございます。あと、DVDの映像なのですが、DVDがたくさんあるわけではないですので、配布というような形でのお披露目というのはできないような形になりますので、町民の方見れる機会があればというような形にはなるかとは思いますが、そういう場面が出てくるかどうか検討させていただきます。

○9番（河野文彦君） 何点かあるのですけれども、項目別に順番に行かせてもらいたいと……

○議長（野村 洋君） ページ数言ってください。

○9番（河野文彦君） まず、18、19ページの地域おこし協力隊の補助金の2つの項目が上がっているのですけれども、まず起業支援ということで100万円という予算になっているのですけれども、資料を見て、2枚目がこの事業内容かと思うのですけれども、どちらかというところの起業支援という名で商売を始めるといようなことに対する支援なのかなと思うのですけれども、どうも文化的な発信の場の開設に特化した資料かなと思うのです。そういった中で、まず起業支援の補助金のほう100万円というふうに、まずは予算の段階でしようけれども、言ってしまえば100万円の補助金で起業しました、売上げが3万円でしたということにはならないと思うので、どちらかというところの起業支援で対象としている部分というのが逆にこの後ろの活動支援の補助金のほうがふさわしいのではないのかなというふうに思っていたのです。その辺の解釈といたしますか、ご説明願えたらと思います。お願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

資料ナンバー4をご参照願いたいと思います。こちらに目的、3行ほど書いておまして、もちろん財源としましては国の制度を活用します。その中で、記載のとおり町内で起業する者に対して、その設備に関わる部分を支援するというつくりでございます。補助対象の中にもその整備に関わる部分といろいろ対象になる事業費が書いておりますので、費用対効果というよりも、まず町内で起業するというのが大前提ですので、そこに充てれる支援かと思っております。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） 起業の僕の捉え方の話になってしまうのかもしれないのですけれ

ども、起業というのと、あと後ろに事業継承と、例えば後継者のいない商売を引き継いでやるというようなことだと思うのですけれども、これでいくと、言ってしまえば商売を始めるための支援ではないのかなと思うのです。例えばこの2枚目の資料、山中デジタルについてというところだけ見ますと、どうも文化的な場所の利用、半分ボランティア的なような場所を提供したいというようなのが趣旨かなと思うのです。そう考えると、僕の解釈が間違っているのかもしれないですけれども、起業、事業継承といいますと、営利活動を行うための支援なのかなというふうに思ったのですけれども、ですから起業の業というのが営利活動なのか、それとも無償のボランティア活動も含める活動なのか、その辺の解釈をもう一度お願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

基本的には起業の仕事をメインに考えておりまして、資料にも書いていますけれども、まずは活動拠点ということで、そこで仕事をいたします。その中で、自分のスキル、ITのスキルを持っていますので、そこでプログラミングとかウェブ作成の仕事を受けながら、なおかつ資料にあるような私設公民館とか、子供たちだったり町民の方が集まる場を提供したいと。なおかつ飲み物だったりお菓子だったりを提供しながら拠点としてやっていきたいということで、もちろん営利目的といいますか、なりわいはあるような拠点でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） それでは、2枚目の山中デジタルについてというところを見ますと、どうもボランティア的な活動が主なのかなというふうに捉えたのですけれども、これ以外に例えばプログラミングの作成ですとかソフトウェアの販売ですとか、あとちょっとした喫茶店的な様相も含めた営利活動といいますか、そういった部分が多く含まれているので、この項目の補助金ということによろしいでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

重ねた答弁になるかもしれませんが、基本的には自分の仕事の間ですね、そこがメインとなりまして、ただやはりもう3年近くになりますけれども、森町で過ごした中でそういう子供たちが学校の帰りとか集まる場所がなかなかないというお話を本人も聞きながら、また自分で考えながら、ボランティアにはなるかと思うのですけれども、ぜひ提供したいということも考えているようですので、このような書き方になっております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 25ページの農林費の畜産業費のばんば大会補助金のマイナス補正なのですけれども、これは私、前にも申したかと思うのですけれども、農耕馬文化の継承という部分は、このばんば大会開催だけではなく、ほかにもいろんな活動があるのではな

いかという話を前にもしたことがあったかと思うのですけれども、今回当初見えていた補助金を丸々減額というような形になっているのですけれども、実際に畜産、農耕馬の文化継承に携わっている方々に、このばんば大会の開催以外に何か協力できることはないのかというふうに聞いたらいかがですかと前に質問したのですけれども、今回はそういう聞き取りをしていただけてこの減額補正なのかどうかをお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

実際河野議員から、昨年ですか、お話しいただいた後に、すぐに実は確認をしました。ところが、やはりばんば大会に対する景品の趣旨が強くて、そういったことは考えていないということで馬桜会のほうから伺っております。ただ、改めてまた再度確認することは可能ですので、また馬桜会の事務局のほうにはお伝えして、そういった考えないかは確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 畜産業費の件は了解しました。

また別件をお願いします。同じく25ページの山村振興施設管理費の券売機の部分なのですけれども、新硬貨に対応できずということだったのですけれども、その部分だけのアップグレードができなかったのかという部分と、一度説明されて、もう皆さんご承知のことかと思うのですけれども、一部補助金に関しても、コロナの影響での補助金に対して一部返還してもらわなければならないような事態があったというふうに聞いて、その後その件も全く報告もないという中で、今回売上げに対する管理のトラブルというのが券売機が起因であったというふうにも伺っている中で、そういった対策も可能な券売機なのかどうかということも含めて教えていただけますでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、この券売機のアップグレードについては、やはり部品交換が難しいということで、メーカーのほうからは伺っております。

次のご質問なのですけれども、8月24日に全協のほうで報告をさせていただいた件につきましては、現在まだ事実関係というか原因、全容の解明には至っておりません。ただ、指定管理者側では弁護士の方には9月の段階で書類の提出を済ませておりまして、やはり弁護士さんも書類の提出のあったものを確認をした上で、11月に正式に契約を済ませたというような話は伺っております。町としても、町の顧問弁護士の方には事前にそういった補助金の関係ありますので、相談のほうを済ませておりまして、以降準備が整い次第、指定管理者のほうとそういったご相談のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

あと、そういった不祥事あったのですけれども、それらに対する対策につきましても指

定管理者側のほうで例えば事務所等々の施錠の交換、あとは職員の出入口の施錠の交換、あとは自動ドアの施錠の交換、あとは防犯カメラの設置、あとは売店レジスターの自動釣銭機の交換、あとはロッカー施錠の交換、こういったものを取り組みながら、あとは並行して従業員の意識改革に努めてまいりたいということで、10月11日付で町長宛てに文書のほうを提出いただいております。ですから、先ほど申し上げたとおり、ある程度はつきり分かってきた段階では、全協で申し上げたとおり、詳細につきましては調査報告書という形で改めて議員皆様にお伝えしたいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 今、私質問した件は了解いたしました。引き続き報告のほうをお待ちしておりますので、よろしく申し上げます。

すみません。あともう一件あるのですけれども、担当違うのですけれども、一回に済ませます。

林業振興費の地域おこし協力隊給与がマイナス、同じく25ページです。マイナス補正となっているのですけれども、会計年度任用職員ですので、当初予算で1年分ということで計上されたかと思うのですけれども、マイナスになった要因というのは何なのか。途中で退任したのか、何か理由があったかと思うのですけれども、そこをお願いします。

それと、35ページの体育施設費の中で町民プールの水質検査業務委託がコロナの影響で開館できなかったということで減額になっているのですけれども、町民プールということは小学校向かいの町民プールだと思うのですけれども、ファミリーヘルスプラザプールのほうの水質検査の委託というのは減額にならないのか。それとも、そもそも水質検査をする予定がなかったのか、その辺の説明をお願いします。

2点、お願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えします。

地域おこし協力隊の会計年度任用職員の給料が減っているということなのですが、11月1日付で地域おこし協力隊のほうを任用しまして、それで残り5か月分しか、結局年間で必要なくなっていくしますので、その分を減額したということになります。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

先ほどご質問のあった内容なのですが、記載されている部分はやはり森地区の町民プールの水質検査業務委託料となっております。実は、砂原のほうも今回は開けなかったのですが、水質検査は実際ありました。今手元に資料がなくて、もしかしたらこの部分が、実際上検査している部分があるのですけれども、減額していない部分がプールの開放に伴う関係である可能性がありますので、そこは確認の上、議員に後ほどお答えしたいなと思っ

ていましたので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

○14番（松田兼宗君） 何点かありますが、まず18、19ページ、先ほどから質問出ている起業等支援事業の補助金についてなのですが、これを見るとイメージ的にいうと、どうも起業には見えてこないというのが率直な感想。だけれども、こういう起業で今後展開するのがおもしろいというか、先を見据えているというか、そういう部分があるのかなと思ったりもしますので、何とかうまく行ってほしいなと思うのですが、それで山中デジタルについて、資料4番の2ページのところなのですが、これ見ていると、どうも森町の公民館事業なり、児童館なくなりましたから、児童館事業の補完するというような意味なのだろうかと私見るのです。だから、弱いところを補強していく、行政が手の届かないところをやっていくのだというようなイメージで私捉えているのですが、その辺どう考えて進めていくのかということをもっと知りたいのです。

それと、今後の町の関わり方、起業したはいいけれども、これを維持して継続していくための町の支援策というか、どういう形で関わりを持っていくのか、その辺お願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

先ほど河野議員に対する回答と重複しますが、基本あくまでも活動拠点ということで、自分の仕事の拠点の事務所がメインの拠点でございます。なおかつ、空いた時間だったり、そういう時間を利用して子供たちだったり、いろんなワークショップだったり、カルチャーセンターだったり、そういうのをできたらいいなという本人の希望でございます。質問にあったように、行政の届かないところの補完という意味ではございません。あくまでも個人事業主としての考えでございます。

2点目です。今後の関わりにつきましては、地域おこし協力隊導入して3年たちます。ようやくといいますか、1人目の方が退任して、移住、定住してくれるということになりますが、関わりにつきましてはもちろん協力隊のOBとしてこれからいろいろ話しながら、新しい協力隊に引き継いでもらう部分と、これから募集、また何人かしますけれども、そこにつながるような発信の仕方ですね、この活動拠点を中心としていろんな発信をして、森町を広げていきたいなと思っております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それで、今全く行政側の公民館事業と関わりはないのだという話なのですが、それで行政サイドの関わりの方として、答えていただけるかどうか分からないけれども、教育委員会のほうの社会教育の立場からすると、こういうことを発想してくるということは、先ほど言いましたように森町がこの部分マイナス、どうも弱いんだから補強していくのだという発想があるのでないかと私思うのですが、そういうような観点からして、今後の展開としてこの事業に対して起業した場合に社会教育なり、私設公民館と

いう言い方しているわけですから、その辺でどういう関わりを持っていく考えがあるのかどうか、その辺お願いします。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

現時点で考えていたものはございません。この後、活動されている内容を見ながら、例えばうちのほうで協力をお願いしたいところとかがあれば協力をお願いするという部分が出てくるかなとは思いますが、そこも含めて現時点では考えていませんので。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 同じページの19ページの下の方の老人福祉総務費の中で、今回資料ナンバー6のグループホームに対する補助金なのですが、これは防災・減災等事業整備計画に基づく事業を実施するのだというふうに書いているのですが、ほかにグループホームなりあるのだと思うのです。そして、全てこの防災対象になっている事業を使うかどうかは別にして、防災・減災などの設備がもしほかのグループホームがあるとすれば、やられているのかどうか、その辺お願いします。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） お答えいたします。

5月に振興局のほうから交付金の予算協議を受けた際に町内7事業所ありまして、町を経由して補助金の交付する団体が地域密着型の事業所になります。町内には7事業所ございまして、全て確認したところ、この2事業所が手を挙げたというような状況でございます。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） だから、ほかの7のうち5があるも含めて、こういうことはもう設備されているのだというふうな認識でよろしいのですか。それとも、今後の展開としてその事業所で考えているということなのでしょう。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） お答えいたします。

あくまでも今回の交付金に対してやる、やらないというような確認しかしておりませんので、もう既に終わっているからやらないのだよとか、そういうようなところまでは確認が取れておりません。あと、この交付金につきましては、一度使ったらもう使えないというような条件もありますので、その辺も考えて、事業所によってはもう少し老朽化が進んでから実施したいとか、そういうようないろいろな状況によって今回手を挙げる、手を挙げないを決めたと思います。

○14番（松田兼宗君） 別に行きます。20、21ページの下、障害児通所支援費のところの2,600万円という増額補正出ているのですが、これ対象になる施設というのはどこどこなのか。そして、12月6日の北海道新聞の1面に障害児通所支援の再編を厚労省がやるのだという記事が出ています。その絡みで、今後この児童発達支援費に関わる部分というのは影

響が出てくるのだと思うのですが、その辺をどういう考えでいるのかということと、何件その対象の施設があるのかをお願いします。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えいたします。

児童発達支援費でございますけれども、先ほど一般質問にもありましたけれども、町内に3施設ということと、あと町外のほうに森町から通っているところが3施設あるということで、今のところ児童発達支援については6施設というような形になっております。

あと、放課後デーサービスというところもありまして、これにつきましては函館に1人行っているというのがありますので、それで1件増えるというような形だと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それで、だから6日の道新の朝刊の話なのですが、この前出たばかりですから、厚労省が見直すという。これで相当国からの助成金、この7施設は受けているはずですよ。その確認だけ。受けていると今後影響が出てくるのだと思いますので、受けているかどうかだけ、確認をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） 大体時間が大分経過してきていますので、一応5時になると前に時間延長をしておかなければならないので、改めて時間延長をさせていただきます。

ということで進めてまいりたいと思います。

◎日程第9 議案第4号（続行）

○14番（松田兼宗君） もう一点、30、31ページの工事請負費の小学校費のところです。遊具改修工事が1,036万円の減額しています。当初3,000万円ほどだったとたしか記憶しているのですが、ここまでの差が出るというのは工事についての精査がきちっとやられていないからなのか、それともどこかやめたという部分があったのかどうかをお願いします。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、予算編成時のときには、新型コロナウイルスの関係で遊具の資材とか、あと製作単価とか労務単価が上昇しておりましたので、次年度に向けてその部分も上昇する予定で予算のほうを策定しております。ただ、実際実施するに当たって、その部分が影響なかったのもので、

金額としては減少した状況になっています。

あと、先ほどどこか変更になった部分あったのかという部分なのですが、一応学校とも最後協議した中で、新型コロナの関係もいろいろありましたので、滑り台の下に砂場を造る予定していたのですけれども、そこは削除しております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 2点、30、31の教育費のところでは学校管理費の負担金、濁川小学校休校式典事業補助金75万円と、これは主体はどこでやるのか、内容はどのような内容なのか、それを確認したいと思います。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、実行委員会を立ち上げていまして、森町立濁川小学校休校実行委員会へ補助する予定です。

あと、内容につきましては、一応休校の記念誌を作成する予定していますので、その作成費、あと事務費の部分、あと会議費、あと式典を実際行いますので、その部分の経費を計上しております。

以上です。

○2番（山田 誠君） それで、休校というのは珍しいと思うのだけれども、普通であれば廃校ということなのだけれども、前に石谷かどこかも何かやったような気しているのだけれども、なぜ休校でやるの。これ補助金だとかそういうのの適正化法に引っかからないの。その辺確認したい。

○学校教育課長（萩野友章君） お答えします。

まず、うちの場合、いきなり廃校ということではなくて、地域の方にまず状況を説明した上で地域の判断もいただいております。いきなり廃校となると、やっぱり地域の方も寂しい方もいらっしゃるの、学校としては存続できるかどうかは別にして、休校という形で残してほしいという要望が最近あります。直近でいうと、石倉小もあるのですが、石倉小も同じような形で地域の方から要望ありましたので、そういう形取りましたけれども、濁川についても同じような形で要望ありましたので、そういう形を取らせていただきました。

以上です。

○2番（山田 誠君） 18、19、さっき森町の福祉灯油の関係でいろいろ条例制定の話出ましたけれども、扶助費で850万円組んでいるのですけれども、これはさっき副町長だったかな、後で中身検討したいということだったのだけれども、これ見ますと、道の支出金が60万円しか来ていない。率にしたら7%しかない。であれば、さっき某議員からも出ていましたけれども、非課税の世帯だとか高齢者世帯だとか特定疾患で治療、研究事業どうの

こうのと、こういうのをなくして町の単独でやったらどうなのですか。1億円かかったって700万円しか来ない。こんなのこういうふうな面倒くさいことをやる必要はないのでないかなと思うのだけれども、今まで森町に貢献してきた方々、65歳年金受給者全員に配布するというような格好になれば、町長、かえって格好いいのでないですか。どうですか。その分ふるさと納税から出したらいいのでないの。そう私は思うのだけれども、いかがでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

先ほどの条例制定の際にご答弁させていただきました。この福祉灯油につきましては、対象者を広げて、今回またリッター数も増加しているということで、予算額を見ますと倍増しているというような状況でございます。交付金自体60万円と少ない額で、あとの部分については町の一般財源ということでございます。先ほども条例制定の際にご答弁させていただきましたけれども、まずはこのまま制定させていただきました。今ご指摘にあった点については、また来年度に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○2番（山田 誠君） それと、私いつもこの件で質問しているのですけれども、リッター数が少な過ぎるのだ。60リッターといえばポリタンク3つです。せめて100リッターとか、やっぱりもらってありがたいというような意識を持たせるような格好のほうがいいのでないかなと。先般の新聞あたり見ると、ほかの町村では1万円とかとやっているわけだから、やっぱりそれだけ森町に今まで奉公してきた方々に老後長生きしていただきたいという目的もあるわけだから、その部分を含めて、今副町長言ったように来年、今年はどう仕方がないのですけれども、来年こういうものをつくるのだということであれば、それも含めて検討していただければよろしいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

リッター数の増加につきましても、今年度担当課と細部にわたって協議をして、結果対象者を広げると。そして、さらにまたリッター数、これはやはり財源を伴うものですから、全体予算を考えた中で今年は10リッターということで、コロナの影響等も勘案して制定したということでございます。

また、来年度に向けて様々な状況変化すると思っておりますので、その状況の変化に応じた対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野村 洋君） いいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第5号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第5号についてご説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,143万円を追加し、歳入歳出それぞれ25億8,015万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の減額補正は、繰越金の補正による財源調整のため減額するものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金の増額補正は、歳出で説明します高額療養費の増による保険給付費等普通交付金でございます。

款6繰越金、項1繰越金につきましては、令和2年度繰越金を計上しております。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款2保険給付費、項2高額療養費の増額補正につきましては、高額療養費が予算額を上回る見込みであることから増額するものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金の増額補正は、令和2年度の国保税のコロナ減免の額が確定したことによる精算額となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第6号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第6号についてご説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額を変更せず、歳入歳出それぞれ2億4,609万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料及び款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の減額補正は、繰越金の補正による財源調整のため減額するものです。

款4繰越金、項1繰越金につきましては、令和2年度繰越金を計上しております。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費及び款2後期高齢者医療広域連合納付金は、財源内訳のみ変更するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第7号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） それでは、議案第7号について説明させていただきます。

す。

本案は、令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億5,042万6,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入より説明させていただきます。4ページをお開き願います。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料682万円の減額につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料の精査により減額補正しようとするものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金96万1,000円及び項2国庫補助金、目1調整交付金39万円の増額につきましては、介護給付費の増加に伴い負担割合に応じ増額補正しようとするものです。

目6介護保険事業費補助金93万4,000円の増額につきましては、森町議会6月会議で議決されましたシステム改修経費に対する補助金の内示を受け、増額補正するものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金150万3,000円の増額及び6ページの款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金84万8,000円の増額、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金69万6,000円の増額につきましては、介護給付費の増加に伴い各負担割合に応じ増額補正しようとするものです。

目5その他繰入金93万4,000円の減額につきましては、介護保険事業費補助金93万4,000円の増額に伴い減額補正しようとするものです。

項3基金繰入金、目1準備基金繰入金49万円の増額につきましては、令和2年度介護保険事業費補助金確定により返還が生じたため償還金へ財源充当しようとするものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、財源内訳を変更し、介護保険事業費補助金を充当しようとするものです。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費539万6,000円の増額及び目6介護予防住宅改修費17万円の増額につきましては、給付費及び住宅改修費の増加に伴い補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金49万円の増額につきましては、令和2年度介護保険事業費補助金確定による国庫支出金返還に伴うものです。

10ページをお開き願います。款6基金積立金につきましては、積立金798万8,000円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第7号の説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第8号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万7,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ2億5,432万3,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金71万7,000円を増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節1の報酬は、北海道最低賃金の改正に伴う夜警員報酬の単価改正分の増額、節3の職員手当は通勤経路変更に伴う通勤手当の減額、節10の需用費は燃料の単価上昇に伴う増額、同じく需用費の修繕料は消防設備点検時指摘事項の修繕、居室床頭台ライト、ロビー電灯、乾燥室換気扇、ボイラー給水配管の修繕とその他小破修繕をしようとするものです。節12の委託料は、夜警員の年休取得による宿直及び日直業務の委託料の増額、節17の備品購入費は入所者の転倒防止対策としてコールマットを購入しようとするものです。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2の給料及び節4の共済費は、調理員の退職及び会計年度任用職員の採用に伴い精査したものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(野村 洋君) 日程第14、議案第9号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(岩井一桐君) それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額へ87万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ7,832万9,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたします公課費へ充当するため87万4,000円を繰入れするものであります。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節26の公課費についてご説明いたします。本特別会計の令和2年度分の消費税及び地方消費税の確定申告を今年の9月に行いまして、令和3年度分として約170万円を先般納付したところでございます。この納付した金額が来年度分の消費税及び地方消費税の中間申告が必要となる要件に該当することとなりました。このため、来年度納付すべき消費税及び地方消費税の中間納付として今年度中に87万4,000円の納税義務が生じますことから増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第14、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第10号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、9億5,186万6,000円に743万2,000円を追加し、9億5,929万8,000円とし、支出、第1款病院事業費用、12億3,486万9,000円に1,891万4,000円を追加し、12億5,378万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「4,327万2,000円」を「4,327万円」に改めるものでございます。収入、第1款資本的収入、1億4,465万8,000円から2,000円を減額し、1億4,465万6,000円とし、支出、第1款資本的支出、1億8,793万円から4,000円を減額し、1億8,792万6,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正は、記載のとおり項目を追加するものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおりの2科目について減額または増額補正するものでございます。

以下、4ページの以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金の743万2,000円は、地方財政計画の決定により各補助金等を精査したものでございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費483万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種等に対応しました職員の時間外手当でございます。

目3経費、報償費の1,100万円の増額につきましては、非常勤の応援医師に係るものでございます。また、燃料費の増額につきましては燃料単価の値上がりによるものでございます。

続いて、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費の1万6,000円の減額は、令和2年度に借り入れました企業債の利息を精査したものでございます。

次に、5ページの資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の2,000円の減額は、令和2年度に借り入れました企業債の元金精査によるものでございます。

支出の款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金の4,000円の減額は、令和2年度に借り入れました企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 4ページです。支出の医業費用の経費のところでは、応援医師の謝金ということで非常勤の部分だというお話だったのですけれども、これは特に非常勤が増えたとかということなのではないでしょうか。その辺り、正常なというか、普通の平常のときと異なった条件があつて応援というか、非常勤をお願いすることになったということが増えたものなのかどうか、その辺りご説明願ひます。

○病院事務長（安藤 仁君） この経費につきまして、例えば土日ですと医師の派遣の先生方に謝金として支払っているものでございます。ただ、常勤医師が3月に退職したことに伴ひまして、応援医師の先生をお願いすることになっております。その先生につきましては、水曜日、木曜日の内科の先生で毎週2回来ていただいている先生に係る分でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第11号 令和3年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町水道事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。事項として令和4年度水道施設庁舎清掃業務委託に関する債務負担行為、期間として令和3年度から令和4年度、限度額として260万8,000円でございます。

裏面の2ページには、債務負担行為に関する調書を記載しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第12号 工事請負契約の一部を変更することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○契約管理課長（山田真人君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

資料8を提出しておりますので、ご確認願います。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和2年第1回森町議会9月会議の議決を得て締結した森町汚泥再生処理センター建設工事請負契約の一部を変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

変更内容を申し上げます。1、変更前の契約の金額22億9,900万円、2、変更後の契約の金額23億1,038万5,000円、1,138万5,000円の増額となります。

変更の理由は、処理棟新設に係る掘削工事において転石が見つかり、埋め戻し土として利用するための追加工事が必要となり、契約金額に変更が生じたためです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 11月29日にそれこそ転石が見つかったということで、その撤去なり、またはふるい分けなりということで2,200万円の補正通ったのですよね。それとの関連なのですけれども、そのときに空洞に水槽を造るところに出てきた転石だということでお話があったのですけれども、ここを読むと埋め戻し土云々とかという形での作業として1,138万円プラスの作業が増えたということなのですからけれども、その辺りの関連というか、つながりがよく分からないのですけれども、お願いいたします。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

今回の追加工事につきましては、掘削した土の一部は埋め戻し土として使うために、そちらのほうの転石を撤去するためのふるい分けする作業の部分となっております。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

今の檀上議員の質問に対してもう一度答弁させます。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

今回の契約変更の中身としてですが、新設処理棟の水槽を設置した外側に埋め戻しをするために必要となる300ミリ以下にふるい分けをする作業、こちらが必要になりまして、その分の追加工事の内容となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、どうなのですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 後ほどよく分かるように説明していただいでください。

ということで進めてまいりたいと思います。

ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○11番（檀上美緒子君） 先ほども言ったのですけれども、11月29日の本会議のときに補正予算で転石が出てきたと。その30センチ以上のものをふるい分けるためにということと、事業の内容としてですね。それと、もう一つは、大きな転石については、それを運搬できる大きさに砕く費用として提案されたわけですね。そのときの説明の中で、その転石が出てきた部分に関わっては、水槽を造るということで埋め戻しの部分についてはないというような説明だったかと思うのです。

今回1,138万5,000円の増なのです。その理由がここにも書いてありますように、転石が見つかり、埋め戻し土として利用するための追加工事だということで、そして今の説明を聞くとふるい分け、30センチ以上であれば使えないのでという、そのふるい分けだということなのですけれども、それであれば11月の議会で説明した2,200万円の作業と同じだろうというふうに私は聞かされているのです。埋め戻すにしても、もともと掘った後に水槽を造って、その周りを埋め戻すという作業は初めから工事内容として当然組み込まれたものであって、何ゆえ、もし仮に転石がすごく大きくて、水槽以上の穴があって、それにあ

る程度埋め戻さなければならないということであったとしても、この金額の増加が大き過ぎるのではないかと。だから、この転石の問題でいけば、11月の議会で2,200万円、今回1,100万円と、合わせて3,300万円も膨れ上がっていくわけですよ。余りにも計画というか、ボーリングの部分も含めてずさん過ぎるのではないかとということで非常に不信感がいっぱいですので、反対させていただきます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時20分

再開 午後 5時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、原案に対する賛成討論の発言される方おりますか。

○2番（山田 誠君） 契約案に賛成でございます。

前のときの部分に、9,000立米のときに3,929に変わったということでございました。処理棟の新設に関わる掘削工事においても転石が見つかったため、埋め戻しに対しての利用とするため追加工事が必要となり、今回の契約を改正ということで契約金額に変更が生じたために今回出したものであります。

それによって賛成するものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

異議がございましたので、この採決は起立により行います。

議案第12号は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、意見書案第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第18、意見書案第1号は、否決されました。

◎日程第19 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第19、意見書案第2号 高齢者の医療費窓口負担2割化を中止し、原則1割の継続を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第19、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第20、意見書案第3号 コロナ禍によるコメの需給改善と米価下落の対策を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第20、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第21、意見書案第4号 石炭火力による発電量をゼロにする目標年限表明を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第21、意見書案第4号は、否決されました。

◎日程第22 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第22、意見書案第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第22、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第23、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣について、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第24 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第24、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) お諮りします。

これをもちまして令和3年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年第1回森町議会12月会議を終了します。

ご苦労さまでした。

休会 午後 5時28分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和3年12月7日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員